



第97期 ディスクロージャー誌 業務のご報告

平成31年4月1日～令和2年3月31日



千葉信用金庫

地域やお客様の成長・発展を目指して



理事長

宮澤英男

千葉信用金庫 理念

私たちの使命

ともに歩む。

地域とともに歩み、経済・文化の発展のお役に立ちます。
地域の人々の豊かな明日を築くお手伝いをします。

私たちの経営

たしかな明日へ。

先進性と健全さを合わせ持った経営で、心のこもったサービスを提供します。
人を活かし福祉の充実をはかって、働きがいのある職場をつくります。

私たちの行動

誇りを持ってはつらつと。

常に能力を磨き、より高い目標にチャレンジします。
誠意と熱意あふれる行動で、お客様の信頼と期待に応えます。

プロフィール

設立 大正13年6月4日

本店所在地 千葉市中央区中央2丁目4番1号

出資金 18,592百万円

預金残高 1,077,275百万円

貸出金残高 566,876百万円

店舗数 49店舗

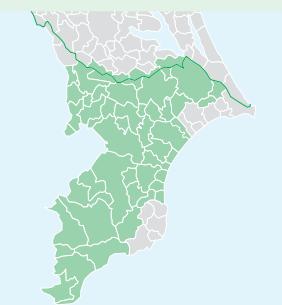
職員数 801名



(令和2年3月末現在)

営業区域

千葉県千葉市、木更津市、成田市、習志野市、市原市、船橋市、市川市、松戸市、佐倉市、八千代市、東金市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、茂原市、君津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、香取市、館山市、鴨川市、富津市、我孫子市、柏市、流山市、白井市、富里市、山武市、旭市(旧香取郡干潟町に限る)、南房総市、大網白里市、印旛郡、山武郡(横芝光町は、旧横芝町に限る)、長生郡、香取郡、安房郡、夷隅郡大多喜町、茨城県取手市(旧取手市に限る)、稻敷市(旧稻敷郡東町に限る)、北相馬郡、稻敷郡河内町



皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年も千葉信用金庫の考え方や経営方針ならびに業績などを皆様にご理解いただくため、第97期ディスクロージャー誌を発行いたしました。

本誌を通じて千葉信用金庫に対する一層のご信頼を賜ることができましたら幸いに存じます。

令和元年度の日本経済は、米中貿易摩擦や中国の景気減速、消費税率引上げ等の影響を受けながらも緩やかな回復基調の維持で推移しておりましたが、年明け以降の新型コロナウイルスの感染拡大により環境は一変し、先行きが見通しづらい状況となりました。

私ども地域金融機関を取り巻く経営環境は、マイナス金利政策の長期化、キャッシュレス化の推進やデジタル化など、お客様の多様なニーズに対する変革が求められています。

この様な環境の下、令和元年度は、第6次中期経営計画「変革への挑戦～成長し続ける千葉信用金庫であるために～」の2年目として、10年後を見据えた「千葉信用金庫ビジョン」の実現に向け、お客様が抱える課題を真に解決するとともに安定的な経営基盤を確立すべく取り組んでまいりました。

第6次中期経営計画の最終年度となる令和2年度におきましても、地域社会やお客様との絆により選ばれる信用金庫を目指して、役職員一丸となって果敢に挑戦し続けてまいります。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が問題となっており、今後も地域経済・社会へ大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

私ども千葉信用金庫は資金繰りに困難を感じている中小企業の皆様をご支援させていただくことが重要な使命であると考えております。新型コロナウイルスにより影響を受けられたお客様は、当金庫へお気軽にご相談ください。

末筆ではございますが、皆様の一層のご発展を心より祈念申し上げますとともに、旧に倍するご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年7月

CONTENTS

• ごあいさつ	1	【資料編】	
• 千葉信用金庫 理念／プロフィール	1	• 財務諸表	43
• 地域社会と千葉信用金庫	3	• 経営指標	49
• 令和元年度の事業概要	4	• 業務報告	52
• 千葉信用金庫ビジョン／第6次中期経営計画	8	• 連結情報	60
• 総代会制度	10	• 自己資本の充実の状況等について	67
• 千葉信用金庫の組織	13	• 役職員の報酬体系に関する事項	86
• 中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況	14	• 開示項目一覧表	87
• 千葉信用金庫の取り組み	18		
• 内部管理基本方針	21		
• 商品・サービス	29		
• SDGsへの取り組み	35		
• 店舗一覧／店舗外ATMコーナー	37		
• あゆみ	40		
• 信金中央金庫	41		

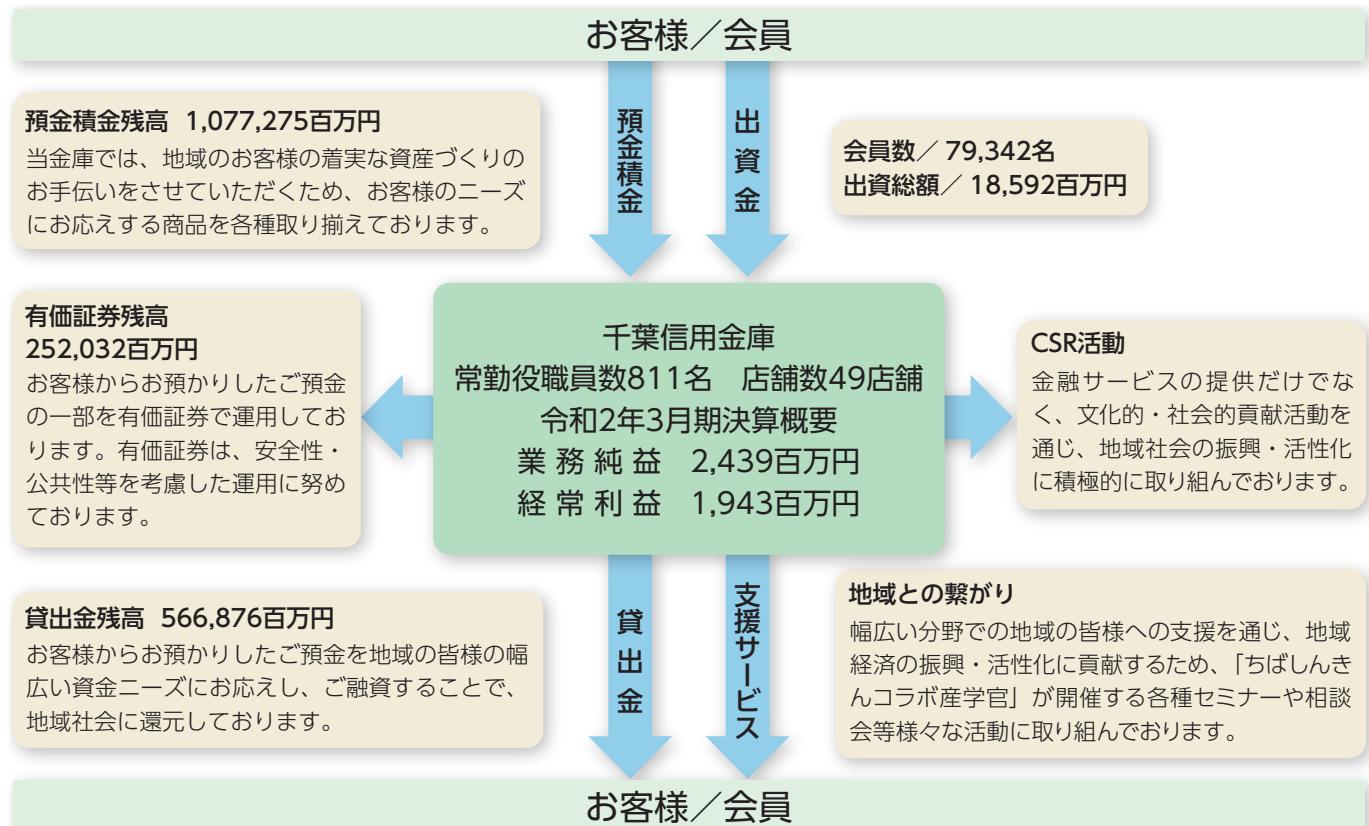
当ディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条にもとづいて作成しております。計数は原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

地域社会と千葉信用金庫

千葉信用金庫は、地域の中小企業の皆様や地域にお住まいの皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、地域で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



令和元年度の事業概要

令和元年度は、10年後の当金庫が目指すべき姿を描いた「千葉信用金庫ビジョン」の実現に向け、第6次中期経営計画「変革への挑戦～成長し続ける千葉信用金庫であるために～」の2年目として、「お客様第一主義のもと、地域社会やお客様との深い関係性を築く」「お客様のニーズや課題解決に資する商品・サービスや提言機能の充実をはかる」「自ら前に進む意欲と、高いスキルを持った人材を育成し、その活躍の場を広げる」「安定した収益を確保し、資産の健全化をはかる」「風通しのよい、チャレンジ精神に満ちた一体感のある組織を構築する」を基本方針として掲げ、計画達成に向けて役職員一丸となって取り組みました。

お客様第一主義のもと、地域社会やお客様との深い関係性を築く

令和元年度営業活動方針では、「お客様第一主義に則した営業活動の実践」を掲げ、お客様の利益を最優先にするお客様本位の営業活動を心掛けてまいりました。

併せて、金融販売における「お客様本位の業務運営に関する取組状況および成果指標（KPI）」をホームページ上で広く公表することで、より良い業務運営を目指しております。

お客様のニーズや課題解決に資する商品・サービスや提言機能の充実をはかる

お客様の課題解決をはかるサービスとして、クラウド上のWebサービス「Chiba Big Advance」を本格稼働し、

インターネットを経由した各種ビジネスマッチング等の支援に取り組んでおります。また、キャッシュレス化へのニーズが高まるなか、J-Debitによるキャッシュレス・消費者還元事業に参画しました。

自ら前に進む意欲と、高いスキルを持った人材を育成し、その活躍の場を広げる

職員が自ら進んで学べる場を提供するため、自主勉強会を開催し、多くの若手職員が参加しました。また、女性職員が働き易い職場環境を整備すべく、様々な制度改革に取り組んでおります。

安定した収益を確保し、資産の健全化をはかる

長期化している金融緩和の影響により貸出金利回りは低水準で推移しており、貸出金利回りは減少しましたが、役務収益の増加や物件費等経費の削減により、コア業務純益は前期比1億円増加の16億円となりました。

また、信金中央金庫を引受先として発行している優先出資のうち20億円を消却しました。

風通しのよい、チャレンジ精神に満ちた一体感のある組織を構築する

令和元年7月より実施した代表役員の臨店による意見交換会では、経営の方向性を共有するとともに、多岐に亘る質問や提案が行われる等、有意義な意見交換会となりました。

また、自己啓発意欲の高い職員を上位職位へ登用するための営業店役席立候補制度により、過去最少年齢の役席への登用も決定し、チャレンジ精神の醸成を図っております。

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付
手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務

輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

6. 社債受託業務

担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募

集受託に関する業務を行っております。

7. 附帯業務

- (1) 代理業務
 - イ. 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
 - ロ. 地方公共団体の公金取扱業務
 - ハ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - ニ. 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
 - ホ. 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- (2) 保護預りおよび貸金庫業務
- (3) 有価証券の貸付
- (4) 債務の保証
- (5) 公共債の引受
- (6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売
- (7) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- (8) 電子債権記録業に係る業務
- (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

令和元年度の主な業績

預金

預金については、給与振込口座および年金指定口座の獲得を積極的に推進いたしました。

これらの結果、令和2年3月期の預金積金残高は、前期比94億円増加の1兆772億円となりました。

<預金者別預金残高>

(単位：百万円)

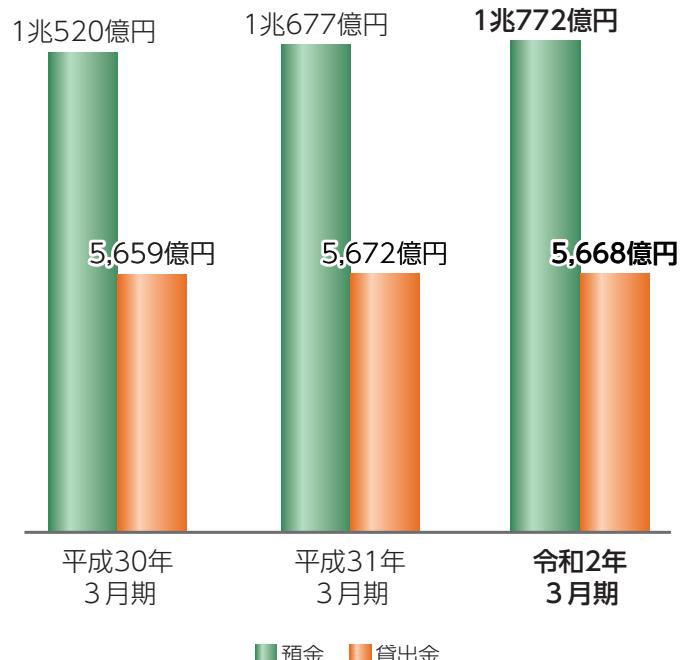
	第95期 (平成30年3月31日)		第96期 (平成31年3月31日)		第97期 (令和2年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
個人	873,821	83.0%	878,107	82.2%	884,320	82.0%
法人	178,266	16.9%	189,688	17.7%	192,954	17.9%
一般法人	142,645	13.5%	153,806	14.4%	157,894	14.6%
金融機関	1,650	0.1%	1,614	0.1%	834	0.0%
公金	33,969	3.2%	34,267	3.2%	34,225	3.1%
合計	1,052,087	100.0%	1,067,795	100.0%	1,077,275	100.0%

貸出金

貸出金については、法人のお客様に対しては、課題解決活動に資する活動を行うとともに、積極的に資金ニーズに対応いたしました。

個人のお客様に対しては、職域セールス先のお客様や住宅ローンを利用していただいているお客様を中心にライフサイクルに応じた融資提案を積極的に行いました。また、台風15号・19号による災害や新型コロナウイルスの感染拡大時には、緊急対応窓口を設置し、緊急融資等による資金繰り支援も積極的に行いました。

その結果、令和2年3月期の貸出金残高は、事業者向け貸出等は増加したものの、地方公共団体や金融機関向け貸出が減少したことにより、前期比3億円減少の5,668億円となりました。



<貸出金業種別内訳>

(単位：百万円)

	第95期 (平成30年3月31日)			第96期 (平成31年3月31日)			第97期 (令和2年3月31日)		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	528	16,043	2.8%	517	15,681	2.7%	507	16,480	2.9%
農業、林業	40	321	0.0%	36	325	0.0%	38	290	0.0%
漁業	5	21	0.0%	3	18	0.0%	4	19	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	9	376	0.0%	9	303	0.0%	8	234	0.0%
建設業	1,898	43,498	7.6%	1,909	44,881	7.9%	1,965	46,895	8.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	13	147	0.0%	15	120	0.0%	22	323	0.0%
情報通信業	29	449	0.0%	29	476	0.0%	32	525	0.0%
運輸業、郵便業	238	11,156	1.9%	245	12,144	2.1%	259	13,456	2.3%
卸売業、小売業	1,321	34,396	6.0%	1,297	36,948	6.5%	1,310	39,104	6.8%
金融業、保険業	35	20,242	3.5%	36	23,136	4.0%	33	19,960	3.5%
不動産業	1,587	129,023	22.7%	1,551	128,021	22.5%	1,578	128,154	22.6%
物品賃貸業	42	2,869	0.5%	41	2,839	0.5%	39	2,782	0.4%
学術研究、専門・技術サービス業	54	844	0.1%	56	911	0.1%	58	1,103	0.1%
宿泊業	28	1,458	0.2%	22	1,337	0.2%	26	2,058	0.3%
飲食業	405	5,449	0.9%	412	5,364	0.9%	406	5,258	0.9%
生活関連サービス業、娯楽業	244	5,403	0.9%	247	5,407	0.9%	236	4,910	0.8%
教育、学習支援業	44	1,874	0.3%	45	2,026	0.3%	46	2,015	0.3%
医療、福祉	170	11,360	2.0%	171	10,987	1.9%	175	10,765	1.8%
その他のサービス	710	15,933	2.8%	749	17,411	3.0%	791	18,297	3.2%
小計	7,400	300,870	53.1%	7,390	308,343	54.3%	7,533	312,637	55.1%
地方公共団体	24	58,454	10.3%	25	55,112	9.7%	26	52,105	9.1%
個人(住宅・消費等)	30,597	206,607	36.5%	29,984	203,766	35.9%	29,141	202,133	35.6%
合計	38,021	565,932	100.0%	37,399	567,222	100.0%	36,700	566,876	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<住宅ローン・消費者ローン残高>

(単位：百万円)

	第95期 (平成30年3月31日)		第96期 (平成31年3月31日)		第97期 (令和2年3月31日)	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
住宅ローン残高	176,950		173,939		172,824	
消費者ローン残高	21,556		22,444		23,010	

令和元年度の主な業績

損益状況

損益状況については、日本銀行によるマイナス金利政策の影響を受け、貸出金利回りの低下を主因として貸出金利息収入は減少しました。役務取引等収益の増加ならびに物件費等の経費削減を実施しコア業務純益は増加しましたが、与信管理費用の増加により、令和2年3月期の当期純利益は前期比5億円減少の12億円となりました。

<直近5年間の主要な経営指標の推移>

(単位：百万円)

	第93期 (平成28年3月31日)	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
経常収益	16,076	14,713	15,294	14,709	14,537
経常利益	3,540	2,022	2,674	2,445	1,943
当期純利益	2,565	759	2,052	1,833	1,292
出資総額	19,002	18,912	18,798	18,733	18,592
普通出資金	9,002	8,912	8,798	8,733	8,592
優先出資金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出資総口数	250,046,148□	248,243,448□	245,973,530□	244,674,935□	231,845,085□
普通出資金	180,046,148□	178,243,448□	175,973,530□	174,674,935□	171,845,085□
優先出資金	70,000,000□	70,000,000□	70,000,000□	70,000,000□	60,000,000□
純資産額	40,643	38,784	39,973	42,761	39,888
総資産額	1,071,392	1,080,034	1,099,085	1,117,726	1,122,878
預金積金残高	1,020,318	1,031,013	1,052,087	1,067,795	1,077,275
貸出金残高	549,453	560,903	565,932	567,222	566,876
有価証券残高	247,214	240,675	241,704	259,001	252,032
単体自己資本比率	8.21%	8.14%	8.15%	8.25%	7.89%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	346 1円38銭	345 1円39銭	343 1円39銭	341 1円39銭	193 0円83銭
普通出資金 (出資1口当たり)	178 0円98銭	177 0円99銭	175 0円99銭	173 0円99銭	85 0円49銭
優先出資金 (出資1口当たり)	168 2円40銭	168 2円40銭	168 2円40銭	168 2円40銭	108 1円80銭
役員数	15名	14名	15名	15名	15名
うち常勤役員数	10名	10名	10名	10名	10名
職員数	838名	829名	829名	821名	801名
会員数	82,285名	81,692名	81,031名	80,198名	79,342名

*第97期に優先出資70,000,000□のうち10,000,000□の一部買入消却を実施しました。

(注)「単体自己資本比率」については、第94期を8.15%から8.14%に訂正しております。なお、その他の計数に変更はございません。

当金庫が対応すべき課題

お客様のライフスタイルや価値観が多様化する中、キャッシュレスの普及等、デジタル黎明期の急速な発展に伴い、金融機関を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような環境変化に適切に対応し、お客様や地域とともに持続的に発展する信用金庫であり続けるために、平成30年度に、当金庫の10年後の目指すべき姿を描いた「千葉信用金庫ビジョン」を掲げるとともに、第6次中期経営計画「変革への挑戦～成長し続ける千葉信用金庫であるために～」を策定し取り組んでおります。

千葉信用金庫ビジョンおよび第6次中期経営計画については次ページをご覧ください。

千葉信用金庫ビジョン

金庫理念を踏まえ、10年後を見据えた千葉信用金庫のるべき姿として「千葉信用金庫ビジョン」を掲げ、到達すべき将来像として目指していきます。

千葉信用金庫ビジョン

- (1) 地域社会やお客様との絆により選ばれる信用金庫
- (2) 総合力を発揮し、お客様の期待に応える営業体制
- (3) やる気と活力に溢れた、魅力ある金庫職員
- (4) 安定した収益力と、リスク耐性の高い経営基盤
- (5) チャレンジや変革を恐れない、ポジティブな組織

第6次中期経営計画

千葉信用金庫は、10年後のビジョンを実現するために、第6次中期経営計画「変革への挑戦～成長し続ける千葉信用金庫であるために～」を策定し、役職員一丸となって取り組んでおります。

○計画名称

「変革への挑戦」～成長し続ける千葉信用金庫であるために～

○計画期間

3年間（平成30年4月1日～令和3年3月31日）

主要課題と基本方針

1. お客様第一主義のもと、地域社会やお客様との深い関係性を築く

千葉信用金庫は、地域で最も頼りになる金融機関としての地位を確立するため「お客様の課題を解決し、ともに成長していくことこそ本業である」との覚悟をもって、お客様第一主義の精神とともに、地域社会やお客様との共存共栄を目指していきます。

- (1) お客様第一主義の徹底とリレーションシップの向上
- (2) 営業区域の深耕強化
- (3) 信用金庫らしさを持った地域密着活動の展開

2. お客様のニーズや課題解決に資する商品・サービスや提言機能の充実をはかる

千葉信用金庫は、地域社会やお客様から選ばれる信用金庫になるために、当金庫の持つ力を結集した総合力を発揮し、お客様の期待に応えることのできる営業体制を構築していきます。

- (1) 営業体制の整備
- (2) 営業店サポート体制の整備
- (3) 目利き力・提言力強化
- (4) 商品・サービス強化および事務品質の向上
- (5) 店舗・ATM戦略の見直し

第6次中期経営計画

3. 自ら前に進む意欲と、高いスキルを持った人材を育成し、その活躍の場を広げる

千葉信用金庫は、やる気と活力に溢れた職員を育成していくため、お客様の潜在的なニーズを察知し、豊富な知識をもって提言するための教育体制の確立や、多様な人材がお互いの長所を活かしあっていけるような職場環境を目指します。

- (1) 自己啓発意欲の向上
- (2) 人材教育・モチベーション強化
- (3) 多様な人材の活躍

4. 安定した収益を確保し、資産の健全化をはかる

千葉信用金庫は、健全な資産内容と安定した収益を確保する財務基盤の形成を目指します。

- (1) 経営基盤の強化
- (2) 収益力強化
- (3) 資産の健全化

5. 風通しのよい、チャレンジ精神に満ちた一体感のある組織を構築する

千葉信用金庫は、コンプライアンス意識が浸透し活発な意見交換が行われる活気ある組織、また職員の前向きなチャレンジを後押しし、挑戦した者に寛容である組織を形成していきます。

- (1) 役職員のベクトルの一致
- (2) チャレンジ精神の醸成
- (3) 組織力の強化
- (4) 人事制度の見直し

《経営の土台としての普遍的な要素》

内部管理態勢の強化

以上の第6次中期経営計画における重点事項に加え、経営の普遍的な要素として、「内部管理態勢の強化」も欠かすことのできない大きな課題となります。

コンプライアンスの遵守やガバナンスの強化に代表される内部管理態勢は、当金庫が存続していくうえで欠かすことのできない、家で例えれば土台と言えるものです。如何に中期経営計画が達成されビジョンの実現に近づいても、この土台が揺らいでは、社会的な信用を失い、ひいては企業の存続すら危ぶまれる事態になりかねません。

こうした事態を未然に防ぐためには経営として絶えずコンプライアンスの遵守やガバナンスの強化等に対する意識の醸成を図る必要があります、これまで以上に内部管理態勢の強化に努めています。



総代会制度

信用金庫は、株式会社の銀行とは異なり会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、実際は会員数が大変多いことから、全ての会員が参加する総会の開催は不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総代による総代会制度を採用しております。

総代会は、決算事項の承認、定款変更、理事・監事・総代選考委員の選任等の重要事項を決議する当金庫の最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されますよう、会員の中から適正な手続きを経て選任された総代により運営されております。

当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務を通じて会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代の任期・定数

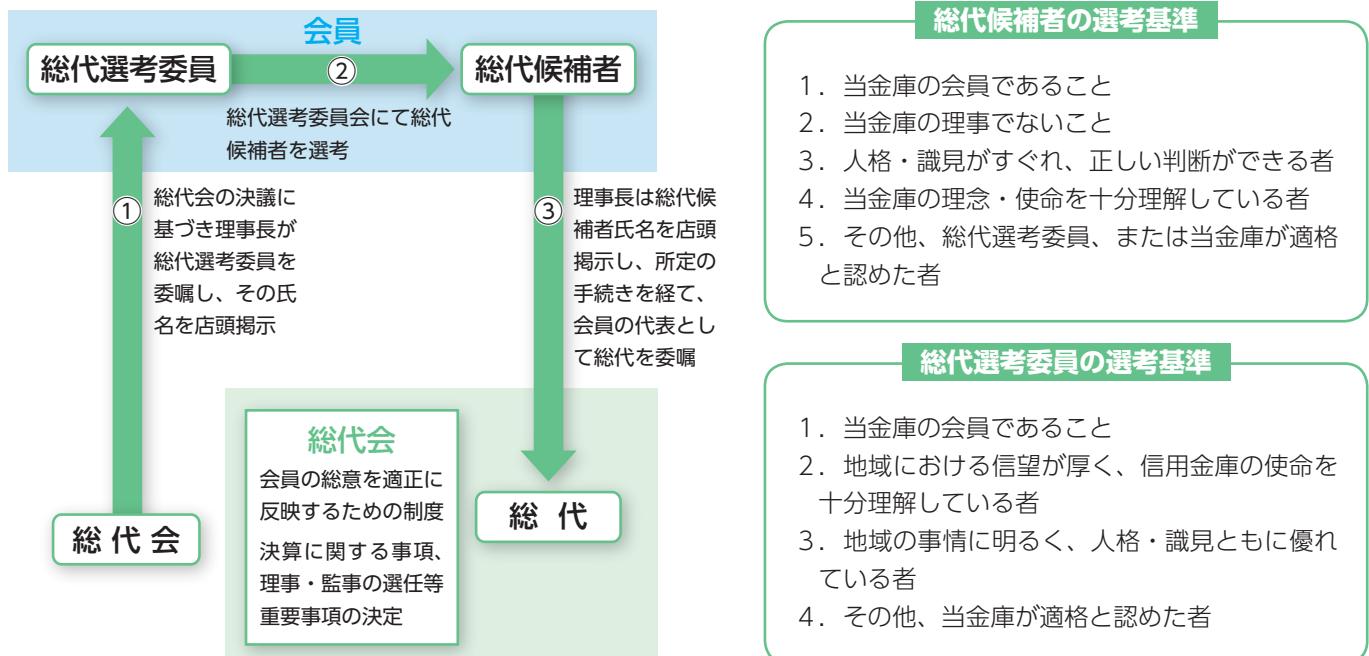
1. 総代の任期は3年です。
2. 総代の定年は75歳としています。ただし、任期中に定年を迎えた場合、任期満了をもって定年とします。
3. 総代の定数は120人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
4. 令和2年6月末現在の総代数は132名で会員数は79,356名です。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。当金庫の総代の選考は「総代選考規程」に基づいて次の3つの手続きを経て選任されます。

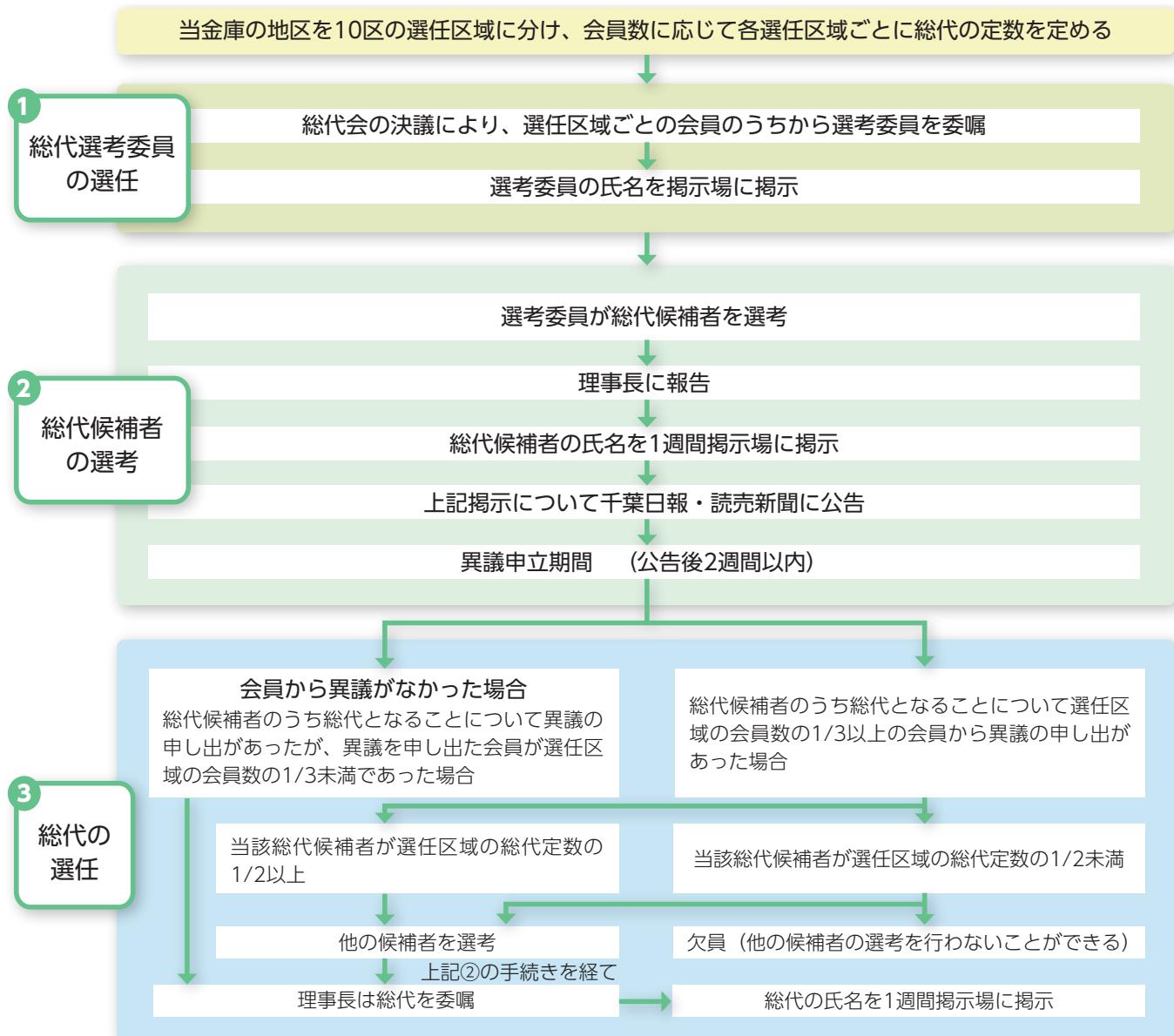
1. 会員の中から総代選考委員を選任する。
2. 総代選考委員が総代候補者を選考する。
3. 総代候補者を会員が信認する。

総代会の仕組み



総代会制度

総代が選任されるまでの手続き



第97回通常総代会の報告・決議事項

令和2年6月23日に開催された第97回通常総代会において、次の事項が付議され原案どおり承認されました。

□報告事項

第97期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

業務報告、貸借対照表及び損益計算書の報告の件

□決議事項

第1号議案 第97期（令和元年度）剰余金処分案承認の件

第2号議案 出資会員の除名の件

第3号議案 任期満了に伴う理事・監事の選任の件

第4号議案 退任理事に対する退職金支払いの件



総代の氏名等

選任区域	人数	氏 名
第1区	21名	植草 裕一④、加賀 一明②、鈴木 吉晴④、関根 洋一④、塙 良太郎②、福井 晶一②、望月 泰伸④、内山 義衛④、水野 浩利③、石川 進一③、前埜 廣忠④、今井 和泉④、鈴木 敬二④、花澤 直輝①、藤代 忠実①、高橋 英之①、櫻木英一郎②、新城 早人③、秋葉 健夫④、戸村 聰③、本橋 英樹③
第2区	12名	大越 一朋④、須藤 英文⑤、成家 照男⑤、黒川 恵史②、黒川 高男④、中根 昭④、佐藤 肇①、篠田 勉⑤、高橋 清和④、伊藤 政義③、北田 和④、牧野 準⑦
第3区	12名	黒子 恭伸⑦、寺臺 勇⑦、森元 一隆①、三橋 治久④、齋藤 榮一⑦、宮間 久男③、秋山二三雄②、栗原 清彦①、鈴木 義典④、浜田 明義⑦、木田 志郎②、鈴木 良夫③
第4区	18名	大矢 仁①、齊賀 茂夫③、宮寄 勝己④、守屋謙一郎②、山崎 克哉②、原地 利忠⑦、深山 康彦④、宮寺 由貴①、石橋 恒雄④、上村 輝男③、千葉 祐巨①、夏井宏一郎①、切替 敬郎④、始閑 信夫⑤、西村 芳雄⑤、原 藤一④、吉野 茂①、始閑 孝典④
第5区	5名	浜名 洋一①、茂木 和仁①、露崎 利行③、前田正登士③、進藤 通孝⑤
第6区	16名	宮崎 栄樹③、吾津 修一⑦、荒井潤一郎①、石川 純一①、元吉 和江①、木内 定雄④、鬼頭 薫⑤、石井 知明①、鈴木 竹男④、山村 兼二⑦、渡部 和夫⑤、三枝 正和①、多田 公俊②、齋藤 治男①、竹本 秀幸①、青木 和義①
第7区	11名	齋藤 良一⑤、眞田 雄司⑦、野村 進一④、秋元 直人④、磯部 君男⑦、平野 寛明②、宮 邦洋①、森 正明⑦、梶尾憲一郎①、鈴木 正行①、溝口 清紀④
第8区	8名	榎本 守男⑦、岡田 良弘④、加藤雄一郎⑦、藤江 貞晴①、藤野健次郎①、石綿 竹一⑦、大嵩 功⑤、森田 勝則②
第9区	18名	細谷 幸平⑦、倉田 知広①、曾根 茂雄⑦、石橋菊太郎⑦、石渡 孝春②、長谷川吉昭⑥、平山 秀樹③、宮崎廣一郎②、宮田 明俊⑦、宮村 良典③、藤崎 好造④、石戸 謙一③、鈴木 庸雄⑦、中村 真一⑦、眞仲 廣明⑦、岡山 一夫①、横田 浩昌①、野平 弘明⑦
第10区	11名	荒木 由光④、高木 秀夫③、蓮見 高純④、平野 雅敏④、福田 昌広④、真行寺正邦⑦、榎原 正男⑦、村杉 謙一④、渡邊 民夫②、内田 博道④、藤崎 祥弘⑦

氏名後の数字は総代就任回数（平成14年1月合併以降）

(令和2年6月末現在／敬称略・順不同)

選任区域

- 第1区 千葉市（中央区、若葉区、緑区）
- 第2区 千葉市（稲毛区、美浜区）、四街道市
- 第3区 千葉市（花見川区）、習志野市、船橋市、八千代市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市
- 第4区 市原市、夷隅郡大多喜町
- 第5区 袖ヶ浦市
- 第6区 木更津市
- 第7区 君津市
- 第8区 富津市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
- 第9区 成田市、佐倉市、白井市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、印西市、香取市（旧佐原市に限る）、印旛郡、茨城県取手市（旧取手市に限る）、稻敷郡河内町、北相馬郡
- 第10区 八街市、富里市、東金市、茂原市、山武市、旭市（旧香取郡干潟町に限る）、大網白里市、香取市、山武郡（横芝光町は、旧横芝町に限る）、長生郡、香取郡、茨城県稻敷市（旧稻敷郡東町に限る）

総代の属性別構成比

職業別	法人役員94.7%、個人事業主5.3%
年齢別	70歳代39.4%、60歳代32.6%、50歳代25.0%、40歳代3.0%、30歳代0.0%
業種別	鉱業・採石業・砂利採取業0.8%、建設業17.4%、製造業6.1%、運輸業3.8%、卸売業・小売業26.5%、金融・保険業1.5%、不動産業19.7%、物品販賣業0.7%、飲食業3.0%、宿泊業0.8%、生活関連サービス業3.8%、教育・学習支援業4.5%、その他のサービス業11.4%

※業種別の構成比は、法人代表者、個人事業主に限る。業種は日本標準産業分類の大分類に準ずる。

千葉信用金庫の組織

役員

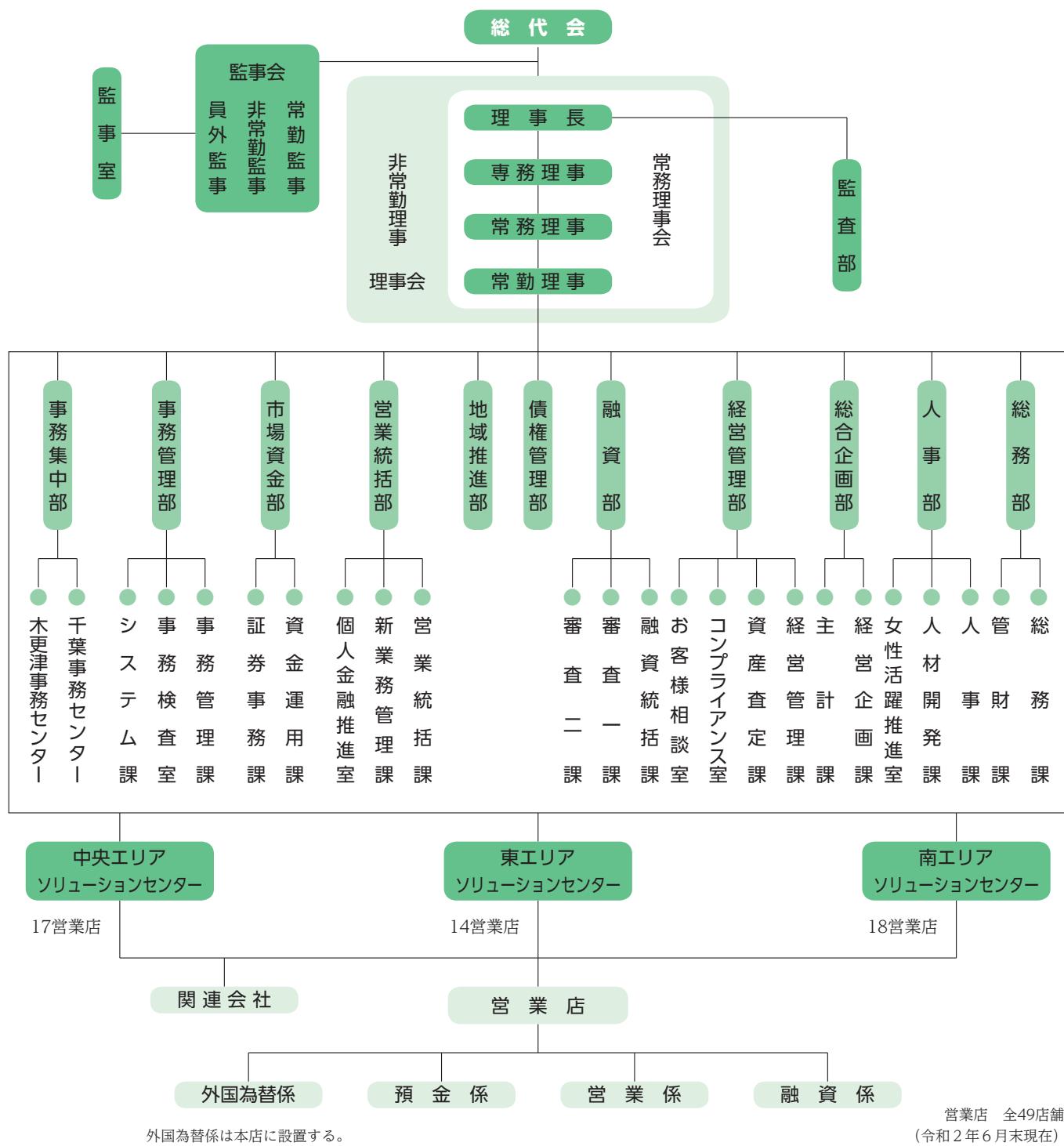
(令和2年6月末現在)

理 事 長	宮 澤 英 男	常 務 理 事	中 村 裕 二	理 事	川 島 宣 彦 ^(※1)
専務理事	落 合 謙 ^(※1)	常勤理事	中 松 田 辰 夫	常勤監事	足 立 進
//	榎 本 雅 也	//	石 橋 英 樹	監 事	渡 部 富士男
常務理事	日 原 和 也	理 事	高 石 卓 ^(※1)	//	鶴 岡 德 吉 ^(※2)
//	保 科 和 彦	//	磯 野 賢 ^(※1)		

※1 専務理事 落合謙、理事 高石卓、理事 磯野賢、理事 川島宣彦は、信用金庫業界の「総代会機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 鶴岡徳吉は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図



中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況

■中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫では、「地域とともに歩み、地域とともに発展する」という理念のもと、「地域密着型金融の推進」を経営の重要な課題とし、役職員一丸となって積極的に取り組んでおります。

今後も、各種相談会・セミナーの実施やビジネスマッチング機会の提供など、地域の経済や社会の活性化に貢献していくとともに、コンサルティング機能を積極的に發揮して、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案・支援してまいります。

また、お客様からの資金に関する相談や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

■中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫では、お取引先中小企業の経営を支援するための部署として地域推進部を設置しております。

地域推進部には、中小企業診断士4名をはじめとし、総勢7名の職員を配置して、商工団体協力機関など外部中小企業支援機関や、大学等研究機関等と連携し、態勢の整備を図っております。

また、事業性評価や課題解決に関する研修を実施し、人材の育成にも取り組んでおります。

・経営革新等支援機関の認定

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として平成24年11月5日付で認定を受けました。

各営業店を通じて企業経営に関する様々なご相談を受け付け、関係部署およびちばしんきんコラボ産学官の協力機関と連携し、補助金事業等の中小企業支援策についての情報提供や中小企業が抱える課題解決に向けて積極的に取り組んでおります。

・経営支援等の取り組み実績

当金庫では、支援対象先に対し営業店と地域推進部が一体となって経営改善計画策定支援や経営情報等の提供を行うとともに計画進捗管理、業況管理等により、お取引先企業の経営改善に取り組んでおります。

【平成31年4月～令和2年3月】

		期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	α のうち期末 に債務者区分 がランクアップした先数 β	α のうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数 γ	α のうち再生 計画を策定し ている全ての 先数 δ	経営改善 支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先	①	6,066	0	0	0	0	0.0%		0.0%
要注意先	うち その他 ②	957	17	0	16	0	1.7%	0.0%	0.0%
要注意先	うち 要管理先 ③	21	1	0	1	1	4.7%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	④	150	7	0	6	0	4.6%	0.0%	0.0%
実質破綻先	⑤	339	0	0	0	1	0.0%	—	—
破綻先	⑥	44	0	0	0	0	0.0%	—	—
	小計 (②～⑥の計)	1,511	25	0	23	2	1.6%	0.0%	8.0%
	合計	7,577	25	0	23	2	0.3%	0.0%	8.0%

- (注) ① 期初債務者数および債務者区分は平成31年4月当初時点での整理。
② 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
③ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
④ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
⑤ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
⑥ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
⑦ 「 α のうち再生計画を策定している全ての先数 δ 」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業再生支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

中小企業の皆様

相談 ↓ 支援 ↑ 提案

千葉信用金庫

経営革新等支援機関

営業店49店舗

連携

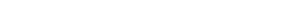
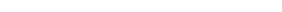
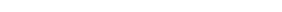
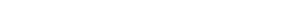
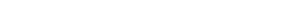
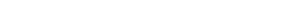
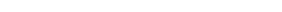
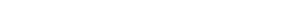
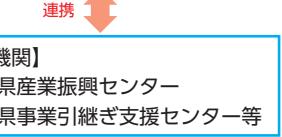
地域推進部

連携

【外部機関】

・千葉県産業振興センター

・千葉県事業引継ぎ支援センター等



中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況

1. 成長分野に対する対応

・ちばしんきんコラボ産学官の活動

「ちばしんきんコラボ産学官」は、中小企業にとって、身近な金融機関である信用金庫が産学連携の窓口となることで、専門的な知識・技術を必要とする県内中小企業と研究成果を産業に活かそうとする大学等研究機関との橋渡しを行う目的で、当金庫が事務局となって平成19年に設立しました。

会員企業を訪問し技術課題や経営課題に対応するとともに、各地でセミナーや相談会を開催する等、地元中小企業への支援活動に取り組んでおります。(令和2年3月末現在の会員数147社)

・海外進出企業支援に関する業務提携

平成26年2月より経済産業省や外務省が主体となって開始された「海外展開一貫支援ファストパス制度」に千葉信用金庫として登録し、お客様の海外展開支援のお手伝いをする体制整備を図っております。

お取引先企業からの海外進出に関するご相談に対し、信金中央金庫との連携により、海外ビジネス支援、海外販路開拓支援、外国人関連ビジネス支援、人材派遣、人材育成支援等、海外ネットワークを活用し、サポートを行っております。

2. ビジネスマッチングへの対応

・しんきん食の商談会（第9回）

令和元年10月11日（金）幕張メッセ国際会議場コンベンションホールにおいて、「令和元年しんきん食の商談会（第9回）」を千葉県内の5つの信用金庫（千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原）・ちばしんきんコラボ産学官・千葉県信用金庫協会と共に催し、各金庫のお取引先に対しバイヤー企業の紹介を行いました。



・ちばしんきん経営者会

ちばしんきん経営者会は、当金庫のお取引先の経営者で構成する会員組織です。「新しい時代の経営環境に適応できる会員の経営力の向上と、その企業の健全な発展を図ること」を目的として平成2年に発足し今日に至っております。その時々のニーズに合ったセミナーが企画・開催され、業種の垣根を越えた交流会はビジネスマッチングおよび地域の活性化の場として貢献しております。(令和2年3月末現在の会員数241名)

3. 各種課題への対応

・各種セミナーの共催

【千葉県よろず支援拠点（千葉県産業振興センター）との連携により各種セミナーへ共催】

令和2年 2月 販路開拓セミナー

【各協力機関、大学等との各種セミナー等への共催・後援】

●（公財）千葉市産業振興財団

令和元年 12月 女性起業家フェスタin CHIBA

●日本大学産官学連携知財センター

令和2年 2月 千葉エリア日本大学新技術説明会

●千葉商科大学

令和元年 5月、11月、12月 CUC中小企業マネジメントスクール



今後も、セミナー等の共催を実施してまいります。



4. 外部専門家・外部機関等との活動

・個別相談会

千葉県よろず支援拠点（千葉県産業振興センター）との連携により「身近なところで相談できる」場を提供するため、3エリアを順番に年6回開催しました。

相談員：よろず支援拠点コーディネーター

相談件数：11件（相談時間は各1時間）

相談内容：販路開拓、事業承継、PR戦略、人材活用、補助金、業務改善、その他

よろず支援拠点コーディネーターの方々に会場まで出向いていただき様々なご相談に対応していただきました。

参加企業様からは、「大変役に立った」「こんなこともできるのか」などとても喜んでいただきました。



・企業実地診断

地域の中小企業に対する総合的な支援の一環として、無料でお取引先への「企業実地診断」を行っております。

中小企業診断士の資格を有する当金庫職員が、お取引先企業に土日を挟み連続9日間のスケジュールで、経営全般に関する課題を明確化して改善策を提案するなど「総合的な企業診断」を行っております。

令和元年度は2社に対して実施し、そのうち1社については千葉県信用保証協会と連携して実施しました。

・コンサルティングサービス

事業承継や遺産相続、日常生活におけるトラブルなどに関する法的解決や、相続税や自社株対策などの税金に関するご相談を、当金庫の顧問弁護士、顧問税理士に無料で相談できる「法律相談」「税務相談」を実施しております。

また、年金制度のしくみや年金のお受取に関する様々なご質問などにお応えするため、社会保険労務士または当金庫の年金アドバイザーが営業店を定期的に巡回して、「年金相談会（無料）」を実施しております。

ちばしんきん経営者会およびちばしんきんコラボ産学官や外部協力機関との共催により、お客様に役立つ情報の提供を行っております。



＜令和元年度セミナー・講演会等開催実績＞

年月	事業
平成31年 4月	・ちばしんきん経営者会セミナー 桑野 麻衣氏 テーマ：ANA・ディズニーの一流サービスのプロ直伝！ ずっと選ばれ、愛され続ける“一流のおもてなし術”
令和元年 5月	・ちばしんきんコラボ産学官 第12回通常総会 木更津工業高等専門学校 地域共同テクノセンター長 鈴木 聰氏 テーマ：木更津工業高等専門学校における地域連携および産学官連携 株式会社 ハニック・ホワイトラボ 代表取締役社長 浦井 薫子氏 テーマ：世界初『歯膜剤』の研究開発・商品化への道程（みちのり）
7月	・ちばしんきん経営者会 第29回通常総会 講演会 山口 真由氏 テーマ：岐路に立つ日本
8月	・しんきん食の商談会プレセミナー
11月	・ちばしんきん経営者会 地区別講演会 株式会社 Gentle 代表取締役 中村 成博氏 テーマ：生産性向上と人材定着
令和2年 1月	・ちばしんきん経営者会新年会 新春講演会 湯川 れい子氏 テーマ：たまには左脳、男性脳を休ませて ～音楽は副作用のない 世界の名薬です～ 音楽力!!

中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況

5. 各種補助金等公的支援の活用

・助成金、補助金等の申請サポート

令和元年の台風15号、その後の台風19号および大雨被害や新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けたお取引先へ「千葉県中小企業復旧支援補助金」や「雇用調整助成金」申請等に係る支援を行いました。

また、中小企業の新規資金需要等の後押しを目的として、ニーズの高い「ものづくり補助金」「創業補助金」の情報提供に加え、事業計画作成サポート等を実施しました。

中小企業の経営課題等、真のニーズに対する情報提供や提案等、本支店一体となった取り組みや外部機関との連携によりサポートを実施しております。

6. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の主旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための体制を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	993件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.45%
保証契約を解除した件数	59件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

■地域の活性化のための取り組み

・千葉県への観光誘致活動

千葉県内の5つの信用金庫（千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原）と共に、千葉県外の信用金庫に対し千葉県内への観光誘致活動を行っています。

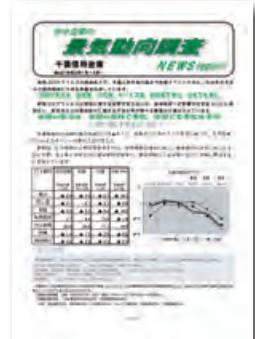
千葉県、千葉県観光物産協会などの協力をいただき、千葉県内にある5つの信用金庫と千葉県信用金庫協会、ちばしんきんコラボ産学官の共催で、信用金庫のネットワークを活用した千葉県への観光誘致活動を平成23年10月から実施しております。

令和元年度は稚内信用金庫から120名、足利小山信用金庫から135名、東京東信用金庫から163名、会津信用金庫から167名、甲府信用金庫から400名のお客様が千葉県に来訪されました。



千葉県のマスコットキャラクター「チーバくん」と一緒に県内の5つの信用金庫職員が出迎えし、金谷港、鋸山（見学、昼食、観光）、濃溝の滝・亀岩の洞窟（見学）、成田山新勝寺・参道（参拝、散策）等を楽しんでいただきました。

また、11月に東京ベイ信用金庫から357名のお客様にお越しいただき、とても喜んでいただきました。



・景気動向調査レポート

当金庫営業区域内の中小企業を対象として、景気動向調査を実施しております。四半期毎にお取引先約500社にアンケートを配付し、地域経済の動向について調査結果を取りまとめ、事業者の皆様の経営にお役立ていただいております。平成16年4月に第1号を発刊し、令和元年度は4回の発刊をいたしました。

千葉信用金庫の取り組み

【次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定」および認定マーク「くるみん」の取得について】

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、仕事と子育ての両立支援企業として、認定マーク「くるみん」を令和元年10月に初めて取得しました。

当金庫は2回目の「くるみん」取得に向けて、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備し、引き続き取り組みを進めてまいります。



【安心してご利用できる店舗づくり】

■AEDの設置

地域の皆様および来店されたお客様の万一の事態に備えてAED（自動体外式除細動器）を設置しております。

■バリアフリー機器の設置

「杖ホルダー」「筆談器」「コミュニケーションボード」などのバリアフリー機器を店舗に設置しております。



【関東地区信用金庫ロールプレイング大会への参加】

お客様への応対マナーや商品の提案力向上を目的として、「第7回関東地区信用金庫ロールプレイング大会」に当金庫代表で職員1名が参加し、日頃の活動の成果を発表しました。



【振り込め詐欺等特殊詐欺の防止】

当金庫職員3名が地元警察署より「一日署長」を拝命し、電話de詐欺撲滅のための街頭啓発活動を行いました。



千葉信用金庫の取り組み

【しんきん圏央道アライアンス】

圏央道沿線地域の活性化や観光資源の活用による地域貢献・地方創生を目的として、首都圏内5つの信用金庫（千葉、水戸、埼玉県、平塚、多摩）による「しんきん圏央道アライアンス」の協定を締結しております。



【インターンシップ】

大学生を対象に、信用金庫や金融機関業務等について学ぶ機会を提供しました。

【金融教室および職場体験学習の受入】

令和元年度は、当金庫営業区域内の小学校3校を訪問して「ちばしんきん金融教室」と題した出前授業を実施しました。

また、営業店では小中学校の職場体験学習を積極的に受け入れました。



【献血運動】

6月15日の「信用金庫の日」にちなみ、本店駐車場において職員による献血運動を実施しました。



【地域貢献活動】

地域で開催された行事へ積極的に参加し、地域との結びつきを深めました。





TOPICS



遺言・相続 全国一斉相談会

令和元年11月15日「いい遺言の日」にちなみ、お客様が無料で弁護士の個別相談を受けることができる遺言・相続全国一斉相談会を実施しました。



ちばしんきん 信寿俱楽部秋の旅行会

令和元年11月、ちばしんきん信寿俱楽部の催しとして、堂ヶ島温泉に1泊2日の旅行会を実施しました。



電気自動車の導入



環境に配慮し、「動く蓄電池」としても役立つことが可能な電気自動車を導入しました。



新春觀劇会

令和2年1月、明治座において「三山ひろし特別公演」による新春観劇会を開催しました。

内部管理基本方針

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための態勢（内部統制）の整備、確立を経営の最重要課題として位置づけて取り組んでまいります。

1. 当金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫およびその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 当金庫の監事の職務を補助する職員の当金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 当金庫の監事への報告に関する体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
11. 当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

千葉信用金庫行動綱領

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

千葉信用金庫は、地域金融機関として、その社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

千葉信用金庫は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令等の厳格な遵守

千葉信用金庫は、あらゆる法令等を厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

千葉信用金庫は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 職員の人権の尊重等

千葉信用金庫は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

千葉信用金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

千葉信用金庫は、社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との関係遮断

千葉信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

コンプライアンスとは、業務を遂行するうえで関わってくる法令や規則はもとより、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫は、これまでその社会的使命と公共的責任を十分に認識し、誠実かつ公正な業務遂行に努めてまいりました。そして、これからもコンプライアンスを経営の基本原則と位置づけ、業務に取り組んでまいります。

コンプライアンス宣言

私たち千葉信用金庫役職員は、「信頼され、期待され、支持され、選ばれる」金融機関を目指して、従来にも増して、コンプライアンス重視の企業風土を確立していくことを宣言します。

《宣言内容》

- 私たちは、千葉信用金庫「行動綱領」「役職員の行動基準」を遵守します。
- 私たちは、一人ひとりのお客様を大切に、常日頃から良識と良心に従って行動します。
- 私たちは、信用失墜に繋がる、事務ミスや事故、不祥事等の全くない金融機関として、地域における信頼を揺るぎのないものとします。
- 私たちは、コンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに反する指示・命令には、毅然とした態度で反対し、その是正を図ります。

コンプライアンスへの取組

コンプライアンスを実現するためには、組織的かつ効果的な内部統制が図られる必要があります。当金庫では、毎年前年度の取組状況を踏まえ、理事会においてコンプライアンス・プログラム（実践計画）を策定し、計画的に取り組んでおります。また、行動綱領・基準を定め、遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に配付し、コンプライアンス意識の向上に努めるとともにコンプライアンス・チェックリストにより、日常業務におけるコンプライアンスの取組状況を自己点検しております。

さらに、定期的な研修を実施するとともに毎月各部店において勉強会を実施し、コンプライアンス意識の向上や遵守すべき法令、ルールなどの理解に努めております。なお、金融商品販売にあたっては、勧誘方針を定め、説明責任などコンプライアンスに係る規程等を整備し、誠実な営業活動に努めております。

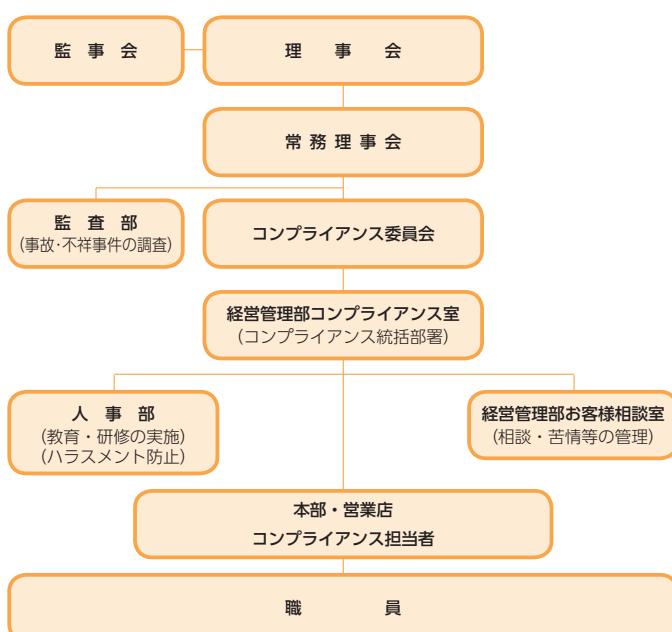
コンプライアンス体制

当金庫は理事会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関とし、理事会・常務理事会は企業倫理の構築のための態勢を整備するとともに「コンプライアンス態勢の基本方針」を定め、周知徹底を図っています。

コンプライアンスを議論する場として「コンプライアンス委員会」を設置し、より効果的なコンプライアンスの推進に努めています。

また、コンプライアンスの統括部署として、経営管理部コンプライアンス室を設置し、役職員の指導・教育を担当するとともに法務リスク管理にあたっています。各部店にはコンプライアンス担当者を設置し、コンプライアンスを基本とした業務運営を徹底しています。

コンプライアンス体制図



顧客保護等管理の基本方針

当金庫は、お客様の信頼を第一と考え、法令等を遵守し社会規範に則り誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. お客様との取引に際しまして説明をするすべての取引や商品について、法令等に従い情報提供および商品説明を適切かつ十分に行います。
2. お客様からの相談や苦情などは、法令等に従いお客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が確保されるよう適切かつ十分に取扱います。
3. お客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. お客様に関する業務を外部業者に委託するにあたりましては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. お客様との取引にあたりお客様の利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
6. 業務に関するお客様の保護とお客様の利便性の向上のため、当金庫が必要と判断した業務の適切な管理を行います。

※本基本方針において「お客様」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用なさる方」を意味します。

※お客様保護の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入、金融商品の販売、募集のお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) イ. からハ. のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - (2) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

プライバシーポリシー(個人情報保護宣言)

当金庫は、お客様の信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

◆当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。

◆お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や営業係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

◆当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

◆お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメール（DM）の発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育、結婚・子育て等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預貯金口座付番に関する事務のため
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

◆当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
中止を希望されるお客様は、下記のお客様相談室までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

◆お客様本人から、当金庫が保有している個人情報等について開示等のご請求があつた場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

◆お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があつた場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

◆お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

◆以上のとおり、お客様に関する個人情報等の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお客様相談室までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、当金庫の営業店もしくは下記のお客様相談室までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

千葉信用金庫 お客様相談室

住 所：〒260-0013

千葉市中央区中央2丁目4番1号

T E L : 0120-013-565

F A X : 043-224-8530

E メール：otoiawase@chiba-shinkin.co.jp

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧説については、所定の営業時間内、訪問・電話による勧説

については午前8時45分から午後8時までといたします。

ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。

5. 金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

※当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関する本勧説方針を準用いたします。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受け保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受け保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身（養老）保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険（年金払を含む）」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
(※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ）。)
(1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身（養老）保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険

金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- 疾病診断・要介護・入院・手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円

【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円

- ④ 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円

【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受け保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがあります。

- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

千葉信用金庫 経営管理部お客様相談室

電話番号：0120-013-565

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

《基本方針》

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ、理事長以下、組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および

便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」

当金庫は、かねてより社会的責任と公共的使命を持つ地域金融機関として、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との関係遮断・排除を宣言しております。

また、反社会的勢力との関係遮断・排除に関しては、政府指針および同指針を踏まえた金融庁による監督指針が公表されております。

これらの指針等を踏まえ、当金庫では反社会的勢力との取引を未然に防止するために、信用金庫取引約定書や預金規定等に反社会的勢力排除条項を導入いたしました。

の確認

これらの施策の徹底を図るため、平成22年6月より、新規の預金取引ならびに貸金取引のお申出をいただいたお客様につきましても、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」について書面にて確認をさせていただいております。

なお、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」がいただけない場合には、取引をお断りさせていただきます。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または経営管理部お客様相談室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

千葉信用金庫 経営管理部 お客様相談室

住所：〒260-0013 千葉市中央区中央2-4-1
電話番号：0120-013-565
FAX：043-224-8530
Eメール：otoiawase@chiba-shinkin.co.jp
受付日時：信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体：電話、FAX、手紙、Eメール

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客様とのお取引を適切かつ円滑に行なうために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部お客様相談室へご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号：03-3517-5825
受付日：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
時間：9:00～17:00
受付媒体：電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営管理部お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3581-0031
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時間：9:30～12:00、13:00～15:00

第一東京弁護士会仲裁センター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3595-8588
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時間：10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3581-2249
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時間：9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部お客様相

談室にお尋ねください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。詳しくは、当金庫経営管理部お客様相談室へお問い合わせ下さい。

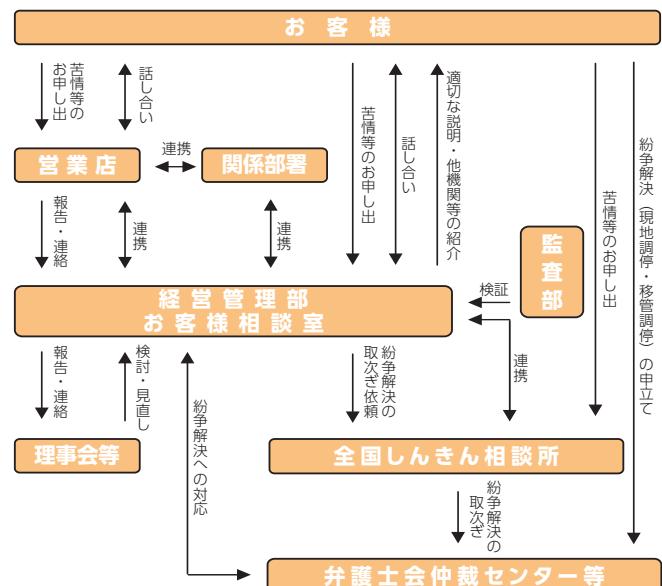
(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。詳しくは、当金庫経営管理部お客様相談室へお問い合わせ下さい。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、経営管理部お客様相談室がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および経営管理部お客様相談室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



リスク管理態勢

当金庫では、統合的リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各リスクの担当部署を決め、適切なリスク管理を行っております。また、これらリスクに対しては、経営管理部がその管理状況を検証し、各リスクを一元的に把握し、理事会および常務理事会においてきめ細かいコントロールを行っております。

今後も、経営の健全性を確保し収益の向上を図るため、リスク管理の強化に取り組んでまいります。

信用リスク

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクです。当金庫では、貸出金などの推進部門と審査部門を分離し、推進に偏らず厳格な審査体制を採用しております。資産査定については、経営管理部を統括部署として貸出資産の内容などを厳格に査定し、監査部にて査定手続

きの適切性および結果の正確性を検証しております。大口与信先については、融資審査会を定期的に開催し、個々の貸出先などへの取組方針を明確にしております。さらにお客様の経営改善のため、地域推進部が積極的な支援を実施しております。こうした事前の審査や事後の管理を強化することで、貸出資産の健全化に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。当金庫では、有価証券

運用について、安全性と流動性を十分考慮し、運用基準などを定め、リスク分散を図りながら効率的に収益の最大化を図る体制を整備しております。また、経営管理部を市場リスク管理の統括部門として、統一的な尺度で計測し、検証、評価をしております。

流動性リスク

流動性リスクとは、調達と運用の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」、および市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不

利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る「市場流動性リスク」のことです。当金庫では、一定の基準を設け、総合企画部が毎日の流動性準備量を検証し、週次・月次では市場資金部が作成する資金繰り表などに基づき常務理事会が検証するなど、支払い準備には万全を期しております。



オペレーション・リスク

オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算出に含まれる分）のことです。自己資本比率の算出に含まれないものの当金庫

が定義したリスクも含み、以下のものが該当します。オペレーション・リスクについては、経営管理部を総合的な管理部署として、その発生防止に努めています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、事務の正確性向上のため、全ての事務に係る規程・細則などを制

定しております。また、事務検査室による臨店検査を年1回実施し、さらに各営業店にて自店検査を毎月実施し、事務処理の厳格化と事故の未然防止に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動などシステムの不具合等に伴い当金庫が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、勘定処理の主要システムはしんきん共同センターに加盟し、各種データの遠隔地保管ならびにバックアップ専用のシステムを完備するなどシステム面の安全対策を講じております。また、(財)金

融情報システムセンター発刊の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」などに基づき、「コンティンジェンシープラン（危機管理マニュアル）」を制定し、万一の事故や災害に備えるとともに、サイバー攻撃リスクへの対応として、サイバーセキュリティ管理規程を制定し、サイバーセキュリティ管理態勢の整備に努めています。

その他オペレーション・リスク

その他オペレーション・リスクとしては、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評（レビューション）リスク」などが該当します。これらのその他オペレーション・リスクについては、主管部署を定め、各種管理規程・細則を制定し適切な管理に努めています。

法務リスク……法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失、損害などをいいます。

人的リスク……人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等から生じる損失、損害などをいいます。

有形資産リスク……有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損、損害などをいいます。

風評（レビューション）リスク……風評（レビューション）リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することによる損失、損害などをいいます。

商品・サービス

□ Chiba Big Advance

お客様の事業価値向上を目的とした、Webプラットフォームサービスです。

本サービスにより、インターネットを経由して各種ビジネスマッチング等の支援サービスを提供します。



□ コンサルティングサービス

千葉信用金庫は、お客様第一主義の精神とともに、地域社会やお客様との共存共栄を目指しております。

お客様のニーズや課題解決に資する商品・サービスや提言機能の充実をはかっておりますのでいつでもご相談ください。



□ 退職金専用プラン

退職金専用商品の内容を変更して、令和元年10月より新たに取り扱いを開始しました。

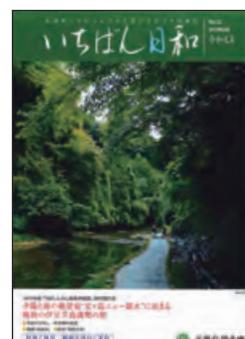
退職金受取後1年以内の個人のお客様を対象に、ライフプランにあわせてお選びいただけます。



□ しんきんSDGs私募債

持続的な地域社会の実現に向けて、魅力溢れる地域づくりに貢献することを目的とした、しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」の取り扱いを開始しました。

お客様の多様化する資金ニーズに対応するため、地域企業の発展と地域づくりへ貢献してまいります。



□ ちばしんきん信寿俱楽部

ちばしんきん信寿俱楽部は、公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金等）のお受取口座を千葉信用金庫にご指定いただいているお客様を対象にした会員組織です。

1年に1回、年金情報誌「いちばん日和」を発行し、会員の皆様へ情報提供を行っております。



■預金積金商品一覧

預金の種類	お預かり期間	お預け入れ金額	特 色
総合口座	普通預金	出し入れ自由	1円以上
	無利息型普通預金		
	スーパー定期預金	3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年	1万円以上 1,000万円未満
	期日指定定期預金	最長3年（据置期間1年）	1万円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	1年・2年・3年	1万円以上
	大口定期預金	3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年	1,000万円以上
積立定期預金	普通預金	出し入れ自由	1円以上
	無利息型普通預金	出し入れ自由	1円以上
	スーパー定期預金	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年※	1円以上 1,000万円未満
	期日指定定期預金	最長3年（据置期間1年）	100円以上 300万円未満
	大口定期預金	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年※	1,000万円以上
	変動金利定期預金	1年・2年・3年	100円以上
財形預金	貯蓄預金（スーパーイッグ）	出し入れ自由	1円以上
	単利確定日型	1年以上30年以下	1,000円以上
	複利確定日自継型	1年以上30年以下	1,000円以上
	複利エンドレス自継型	期間の定めはございません	1,000円以上
	定期積金（スーパー積金）	6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年	1,000円以上
	当座預金	出し入れ自由	1円以上
外貨預金	通知預金	7日以上	1万円以上
	納税準備預金	お預入れは自由 お引出しあは納税時	1円以上
	財産形成期日指定定期預金	3年以上積立	1,000円以上
	財産形成年金預金	5年以上積立	1,000円以上
	財産形成住宅預金	5年以上積立	1,000円以上
	外貨普通預金	期間の定めはございません	1米ドル以上
外貨定期預金	3ヶ月・6ヶ月・1年	30万円相当以上の米ドル	米ドルでご預金をお取扱いしています。為替相場の変動により、為替リスクが発生することがあります。別途、取扱手数料が必要となります。
			米ドルでご預金をお取扱いしています。為替相場の変動により、為替リスクが発生することがあります。別途、取扱手数料が必要となります。

※お預かり期間については満期日指定方式もご利用いただけます。（期間1ヶ月超～5年未満）

※外貨普通預金および外貨定期預金につきましては、令和2年9月30日をもって、お取扱いを終了させていただきます。（なお、新規の口座開設は、令和2年3月31日をもって、お取扱いを終了しています。）

商品・サービス

■融資商品（主な個人向けローン）

融資の種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人など
住宅ローン	住宅ローン (保証会社付) ・(一社)しんきん保証基金保証 ・全国保証株保証	1億円以内	原則35年以内 *最長50年以内	<ul style="list-style-type: none"> 担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 保証人／保証会社が保証いたしますので、原則として不要です。 <p>※ご本人の団体信用生命保険加入が必要です。</p>
	住宅ローン (保証料不要型)	5,000万円以内	最長35年以内 *他行住宅ローン 借換え・中古マ ンション購入の 場合は所定の期 間内とします。	<ul style="list-style-type: none"> 担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 保証人／配偶者を連帯保証人とさせていただきます。 <p>※ご本人の団体信用生命保険加入が必要です。</p>
	3大疾病保障特約付 住宅ローン ・(一社)しんきん保証基金保証 ・全国保証株保証	1億円以内	最長35年以内 *満75歳となる 誕生日の前月 末までに住宅 ローン完済	<ul style="list-style-type: none"> 担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 保証人／保証会社が保証いたしますので、原則として不要です。 <p>※3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入いただける方がご利用になれます。</p>
	がん保障特約付 リビング・ニーズ 特約付住宅ローン ・(一社)しんきん保証基金保証 ・全国保証株保証	1億円以内	最長35年以内 *満75歳に達し た年の12月31 日までに住宅 ローン完済	<ul style="list-style-type: none"> 担保／土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 保証人／保証会社が保証いたしますので、原則として不要です。 <p>※がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にご加入いただける方がご利用になれます。</p>
	フラット35 ・住宅金融支援機構買取型	8,000万円以内	35年以内	<ul style="list-style-type: none"> 担保／住宅ローン債権の譲受人である住宅金融支援機構が土地・建物に第1順位の抵当権を設定いたします。 保証人／原則として不要です。 原則として住宅金融支援機構団体信用生命保険加入が必要です。
借り換 えロ ーン	住まいる いちばんネクストV ・全国保証株保証	1億円以内 ※担保評価額の 200%以内	35年以内	<ul style="list-style-type: none"> 担保／対象となる土地・建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。 保証人／当金庫所定の保証会社が保証いたしますので、原則として不要です。 <p>※ご本人の団体信用生命保険加入が必要です。</p>
リフォ ームロ ーン	無担保住宅ローン ・(一社)しんきん保証基金保証	1,500万円以内	20年以内	<ul style="list-style-type: none"> 担保／不要です。 保証人／(一社)しんきん保証基金が保証いたします。

商品利用に当たっての留意事項

- それぞれの商品につきましては、その内容や規定をよく確認のうえ、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口や職員へ何なりとお申し出下さい。
- ローンの種類によりましては、本人であることを証明するもの（運転免許証など）、所得を証明するもの（源泉徴収票、公的収入証明書など）、利用目的を証明するもの（見積書等）などをご提出していただくことがあります。また、審査の結果お客様のご希望に添えない場合がございます。
- ローンのご利用に当たりましては、ご利用残高などに注意され、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。



■融資商品（主な個人向けローン）

融資の種類		お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人など
カーライフローン	カーライフローン ・(一社) しんきん保証基金保証	◎新車・中古車・オートバイ、電動アシスト自転車の購入、パーツやオプション購入・取付費用、車検、自動車保険料、修理費用、免許取得費用など ◎就職内定者の方にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社) しんきん保証基金が保証いたします。
	カーライフローン・エコ ・(一社) しんきん保証基金保証	◎エコカー（電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス）購入費用など	1,000万円以内	10年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社) しんきん保証基金が保証いたします。
	お手軽くん登場！助っ人くん参上！ ・㈱クレディセゾン保証	◎ご自由です。（お使いみちは確認させていただきます。） ＊ただし、事業性資金にはご利用いただけません。	10万円以上 200万円以内 (1万円単位)	5年以内	・担保／不要です。 ・保証人／㈱クレディセゾンが保証いたします。
	真打くん見参！ ・オリックス・クレジット㈱保証	◎ご自由です。 ＊ただし、事業性資金にはご利用いただけません。	10万円以上 800万円以内 (1万円単位)	10年以内	・担保／不要です。 ・保証人／オリックス・クレジット㈱が保証いたします。
個人ローン	個人ローン ・(一社) しんきん保証基金保証	◎お使いみちは自由です。ただし、事業性資金や旧債返済のためにご利用いただけません。	500万円以内	10年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社) しんきん保証基金が保証いたします。
	教育ローン（証書貸付） ・(一社) しんきん保証基金保証	◎受験費用、学習塾や予備校の費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、学校への納付金、引越し費用、教材費など	1,000万円以内	16年以内	・担保／不要です。 ・保証人／(一社) しんきん保証基金が保証いたします。
	しんきんカードローン ・(一社) しんきん保証基金保証		最高100万円 ※定額返済	3年以内 ※更新審査あり	・担保／不要です。 ・保証人／(一社) しんきん保証基金が保証いたします。
	しんきんきゅっする500 ・信金ギャランティ㈱保証	◎お使いみちは自由です。ただし、事業性資金にはご利用いただけません。	最高500万円 ※残高スライド返済	3年以内 ※原則、自動更新	・担保／不要です。 ・保証人／信金ギャランティ㈱が保証いたします。
カードローン	シルバーきゅっする ・信金ギャランティ㈱保証		最高50万円 ※定額返済		
	教育カードローン ・(一社) しんきん保証基金保証	◎就学する学校等への納付金、就学にかかる付帯費用（受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、引越し費用等）など	500万円以内	15年以内 (当座貸越期間：元金据置最長5年) ※6年制大学等の特例あり ※更新審査あり	・担保／不要です。 ・保証人／(一社) しんきん保証基金が保証いたします。

商品利用に当たっての留意事項

- それぞれの商品につきましては、その内容や規定をよく確認のうえ、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口や職員へ何なりとお申し出下さい。
- ローンの種類によりましては、本人であることを証明するもの（運転免許証など）、所得を証明するもの（源泉徴収票、公的収入証明書など）、利用目的を証明するもの（見積書等）などをご提出していただくことがあります。また、審査の結果お客様のご希望に添えない場合がございます。
- ローンのご利用に当たりましては、ご利用残高などに注意され、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。



商品・サービス

■各種サービス一覧

サービスの種類	サービスの内容
自動支払	公共料金などのお支払いをご指定の預金口座から自動的に引き落として納付先へ支払います。
定額自動振込	家賃や駐車料金のように、毎月（あるいは数カ月に一度）一定額を振込む場合自動振込サービスをご利用下さい。ご指定日にご指定の預金口座から引き落として相手方へ確実に振込みます。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが、勤務先から直接お客様の預金口座へ振込まれるサービスです。安全な上に必要なだけ引出すようにすれば、計画的な使い方ができ、振込まれた日から利息がつき有利です。
年金・配当金等自動受取	厚生年金や国民年金などの各種年金や配当金などが一度の手続きで、毎回自動的にお客様の預金口座に振込まれ、安全確実にお受取りいただけます。また、振込まれたその日から利息がつきますので、ムダがありません。
内国為替	全国の金融機関とオンラインで結ばれており、ご指定の預金口座に迅速・確実にお振込みができます。手形や小切手の取立ても行っております。
国際業務※	外国送金・輸出手形の買取・取立てなど貿易金融サービスをご利用いただけます。

※外国送金・輸出手形の買取・取立て等の国際業務につきましては、令和2年9月30日をもって、お取扱いを終了させていただきます。

サービスの種類	サービスの内容
貸金庫	預金証書・権利証などの重要書類、貴金属などの貴重品を安全確実にお預かりいたします。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、売上代金などをその日のうちに預かりし、翌営業日にご指定の預金口座に入金します。
テレホンバンキング	入出金明細・預金残高の照会・振込・振替などを専用フリーダイヤルでご利用いただけます。（携帯電話でのご利用は有料回線となります。）
モバイルバンキング	iモード、EZweb、Yahoo!ケータイから入出金明細・預金残高の照会・振込・振替などをご利用いただけます。
インターネットバンキング	事業所・ご家庭のパソコンから入出金明細・預金残高の照会・振込・振替などがご利用いただけます。
Pay-easy 口座振替受付サービス	口座振替の申込手続を、印鑑なしにキャッシュカードと暗証番号だけで行えます。
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場でチャージ（入金）できるサービスです。
リースのご案内	機械設備などのリースをご希望のお客様に、しんきんリース（株）をご案内します。



■各種サービス一覧

サービスの種類	サービスの内容
キャッシュカード	カード1枚で当金庫の本支店はもとより全国の提携金融機関で現金のお引出しができます。さらに、しんきんゼロネットサービス時間帯にご利用になれば、全国の信用金庫で手数料無料でご利用いただけます。法人カードもご利用いただけます。
デビットカード	「J-Debit」のマークのある加盟店で、お買い物などのご利用代金をキャッシュカードでお支払いいただけます。日曜・祝日・時間外と幅広い時間帯でご利用いただけます。
クレジットカード	しんきんVISA、JCBなど各種カードの決済口座として当金庫の預金口座をご利用いただけます。
C-NET しんきん代金回収サービス	売掛代金・会費等を他の金融機関の集金先口座から振替えることにより、お客様の集金業務を代行するサービスです。
ファームバンキング・ホームバンキング	事務所あるいはご自宅に居ながらにしてご指定の預金口座から当金庫あるいは他の金融機関の預金口座にお振込みできるサービスです。
コンビニATM サービス セブン銀行	お近くのセブンイレブン等のコンビニエンスストア店内に設置されたATMで、キャッシュカードでのお預け入れ・お引き出しなどのATMサービスがご利用いただけます。(所定の手数料が必要となります。)

サービスの種類	サービスの内容
株式・出資払込	法人の設立・増資時の株式・出資払込の取扱いをいたします。
投資信託	預金以外の資金運用のお手伝いをいたします。
国債	長期保有の安定した資金運用にお役立てください。
確定拠出年金	加入者がご自身で年金資産を運用し、その運用成果に応じて将来受け取る年金額が変動する新しい年金制度です。企業型の導入、個人型加入のお手伝いをいたします。
損害保険	住宅ローンに伴う、長期総合住宅火災保険「しんきんグッドすまいる」・債務返済支援保険「しんきんグッドサポート」等によりお客様の安心をお手伝いいたします。この他、海外旅行傷害保険はインターネットでお申込みいただけます。
ネット口座振替受付サービス	パソコンや携帯電話を利用して、収納機関のインターネットサイトで預金口座振替の契約申込を行うことができます。
でんさいネットサービス	でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）を利用して提供する新しい決済サービスです。インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡を行うことができます。



SDGsへの取り組み

千葉信用金庫 「SDGs宣言」

当金庫は、国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に賛同し、地域金融機関・中小企業専門金融機関・協同組織金融機関（相互扶助）という信用金庫の特性を活かして、地域の持続的発展に欠かせない「人」「中小企業」「人の支え合い」に着目することで、当金庫の事業活動の一環としてSDGsの達成に貢献してまいります。

2020年3月31日

理事長 宮澤英男



【SDGs「持続可能な開発目標」とは】

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための「17の目標」と「169のターゲット」から構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

【本件に関するお問い合わせ先】
〒260-0013
千葉市中央区中央2丁目4番1号
千葉信用金庫 総合企画部
TEL：(043) 221-3231

千葉信用金庫のSDGs

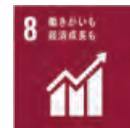
現在の主な取り組み

◆ 地域の持続的発展



- 事業性評価を活用した課題解決支援活動
- ちばしんきんコラボ産学官連携による地元中小企業への支援活動
- しんきん食の商談会による中小企業の販路拡大支援
- 中小企業診断士の資格を有する当金庫職員による企業実地診断
- 経営改善が必要な取引先企業への支援活動

◆ 地域社会の次代を担う子供達の育成



- ちばしんきん金融教室および職場体験学習の受入
- 学生のインターンシップ実習の受入（就職活動支援）
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定」および子育てサポート企業「くるみん」認定

今後に向けた取り組み

◆ 地域の持続的発展



～ライフステージに応じた課題解決提案の強化～

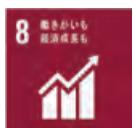
- 地域の中小企業や地域にお住まいの皆様のライフステージに応じた適時適切な金融サービスを提供するとともに、それぞれのお客様が抱える課題を真に解決出来るような取り組みを深化させ、地域の持続的な発展に貢献します。

◆ 地域社会の次代を担う子供達の育成



～未来を担う子供達の成長支援～

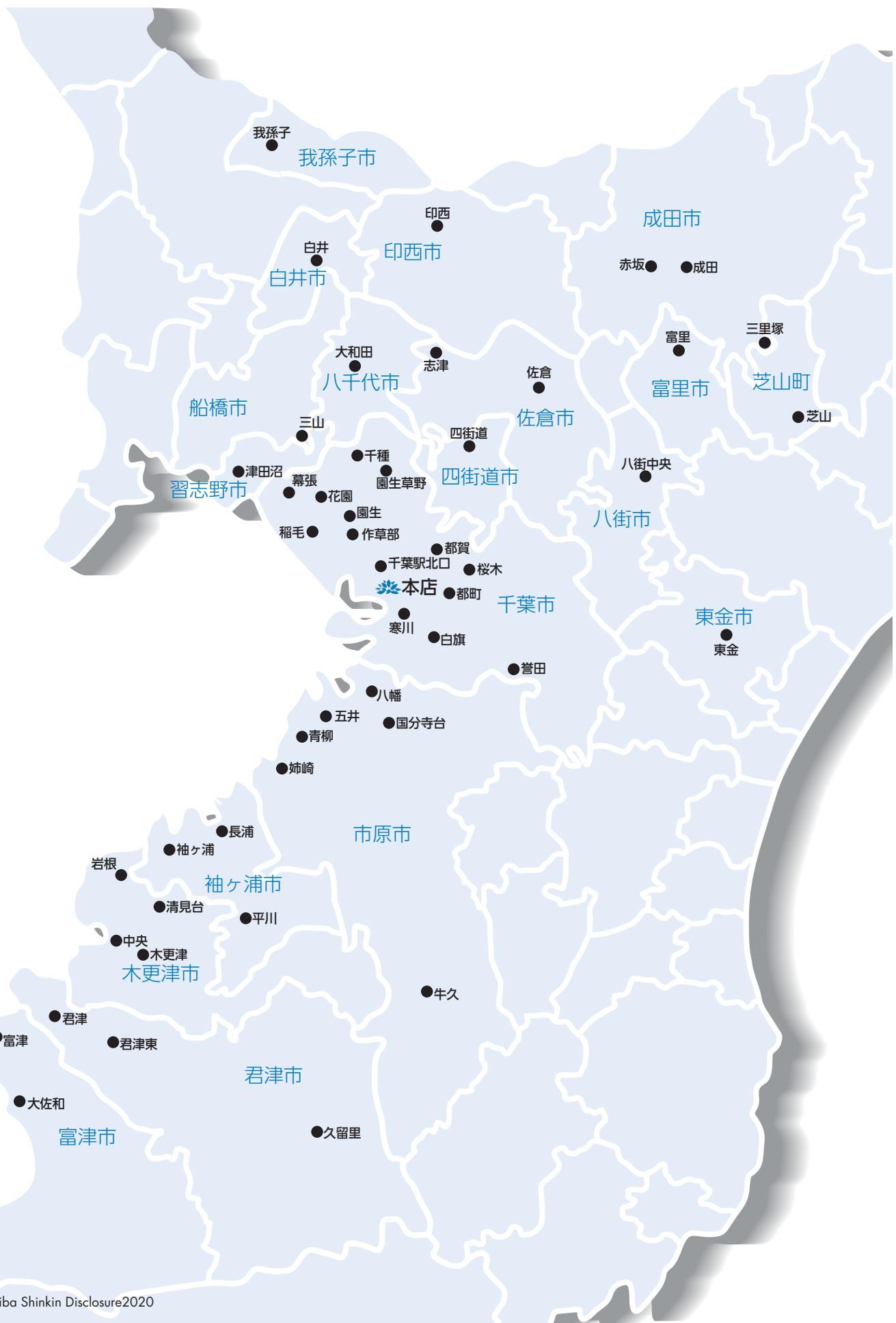
- 特別教育ローン、金融教室、出産や子育てに関するセミナー開催等への積極的な取り組みにより、将来を担う子供達の成長を支援します。



～地元観光資源の付加価値向上～

- 圏央道沿線5信用金庫（千葉、水戸、埼玉県、平塚、多摩）の連携協定「しんきん圏央道アライアンス」による地元観光資源の発掘やブランディング化を進め、地域経済の活性化に貢献してまいります。

店舗一覧 (千葉県地図)



店舗一覧〈千葉県内49店舗〉

千葉市

本 店	〒260-0013 千葉市中央区中央2-4-1	☎043-225-1118(代)
寒川支店	〒260-0832 千葉市中央区寒川町1-62	☎043-227-4401(代)
白旗支店	〒260-0841 千葉市中央区白旗3-11-13	☎043-264-7373(代)
千葉駅北口支店	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-15-3	☎043-206-3611(代)
都町支店	〒260-0001 千葉市中央区都町1-18-10	☎043-233-0001(代)
幕張支店	〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5-478-2	☎043-273-7161(代)
花園支店	〒262-0025 千葉市花見川区花園5-3-7	☎043-273-2021(代)
千種支店	〒262-0012 千葉市花見川区千種町107-3	☎043-257-5501(代)
稻毛支店	〒263-0031 千葉市稻毛区稻毛東3-16-9	☎043-243-9101(代)
作草部支店	〒263-0015 千葉市稻毛区作草部1-12-3	☎043-253-1511(代)
園生支店	〒263-0051 千葉市稻毛区園生町174-5	☎043-255-1411(代)
園生草野支店	〒263-0051 千葉市稻毛区園生町406-66	☎043-287-0711(代)
桜木支店	〒264-0028 千葉市若葉区桜木4-16-1	☎043-232-2591(代)
都賀支店	〒264-0026 千葉市若葉区西都賀1-14-5	☎043-251-1105(代)
誉田支店	〒266-0005 千葉市緑区誉田町3-28-2	☎043-291-2221(代)

船橋市

三山支店	〒274-0072 船橋市三山8-33-1	☎047-476-0711(代)
------	-----------------------	------------------

木更津市

中央支店	〒292-0067 木更津市中央1-4-6	☎0438-25-2121(代)
木更津支店	〒292-0805 木更津市大和2-3-1	☎0438-25-5611(代)
清見台支店	〒292-0042 木更津市清見台南1-1-1	☎0438-98-4711(代)
岩根支店	〒292-0016 木更津市高砂2-4-34	☎0438-41-5111(代)

成田市

成田支店	〒286-0032 成田市上町549	☎0476-22-2521(代)
三里塚支店	〒286-0111 成田市三里塚53	☎0476-35-2011(代)
赤坂支店	〒286-0017 成田市赤坂2-1-16	☎0476-26-3211(代)

佐倉市

佐倉支店	〒285-0817 佐倉市大崎台1-1-4	☎043-484-2021(代)
志津支店	〒285-0846 佐倉市上志津1825	☎043-487-7281(代)

東金市

東金支店	〒283-0802 東金市東金1050	☎0475-52-4131(代)
------	---------------------	------------------

習志野市

津田沼支店	〒275-0016 習志野市津田沼5-14-2	☎047-453-4171(代)
-------	-------------------------	------------------

市原市

五井支店	〒290-0081 市原市五井中央西1-21-18	☎0436-22-1196(代)
牛久支店	〒290-0225 市原市牛久897-7	☎0436-92-1251(代)
八幡支店	〒290-0062 市原市八幡1073	☎0436-41-1351(代)
姉崎支店	〒299-0111 市原市姉崎660-1	☎0436-61-5111(代)
国分寺台支店	〒290-0073 市原市国分寺台中央7-1-7	☎0436-21-2151(代)
青柳支店	〒299-0102 市原市青柳1706-1	☎0436-21-6111(代)

八千代市

大和田支店	〒276-0045 八千代市大和田287	☎047-484-1081(代)
-------	----------------------	------------------

我孫子市

我孫子支店	〒270-1152 我孫子市寿2-3-5	☎04-7182-1301(代)
-------	----------------------	------------------

君津市

久留里支店	〒292-0421 君津市久留里市場173	☎0439-27-2221(代)
君津支店	〒299-1151 君津市中野4-1-10	☎0439-52-2266(代)
君津東支店	〒299-1162 君津市南子安4-21-10	☎0439-52-3911(代)

富津市

大佐和支店	〒293-0043 富津市岩瀬831-2	☎0439-65-1341(代)
富津支店	〒293-0001 富津市大堀2-2-1	☎0439-87-0811(代)

四街道市

四街道支店	〒284-0009 四街道市中央1-7	☎043-422-2331(代)
-------	---------------------	------------------

袖ヶ浦市

袖ヶ浦支店	〒299-0263 袖ヶ浦市奈良輪1-6-1	☎0438-62-2411(代)
平川支店	〒299-0236 袖ヶ浦市横田425	☎0438-75-6111(代)
長浦支店	〒299-0246 袖ヶ浦市長浦駅前1-4-1	☎0438-62-3411(代)

八街市

八街中央支店	〒289-1116 八街市中央9-11	☎043-443-2021(代)
--------	---------------------	------------------

印西市

印西支店	〒270-1327 印西市大森3809	☎0476-42-2611(代)
------	---------------------	------------------

白井市

白井支店	〒270-1426 白井市篠塚2-1-3	☎047-492-0301(代)
------	----------------------	------------------

富里市

富里支店	〒286-0221 富里市七栄320	☎0476-93-1225(代)
------	--------------------	------------------

山武郡

芝山支店	〒289-1624 山武郡芝山町小池1127-1	☎0479-77-1415(代)
------	--------------------------	------------------

(令和2年6月末現在)

店舗外ATMコーナー

地区	店名	住所
千葉市	西友西千葉店出張所	千葉市中央区春日2-20-9
	浜野出張所	千葉市中央区浜野町667
	検見川出張所	千葉市花見川区検見川町2-479
	幕張本郷出張所	千葉市花見川区幕張本郷7-5-38
	小仲台出張所	千葉市稻毛区園生町1105
	山王出張所	千葉市稻毛区山王町374-2
	みつわ台出張所	千葉市若葉区みつわ台2-35-1
	オリンピック千葉桜木店出張所	千葉市若葉区桜木北1-2-4
	イオンタウンおゆみ野店出張所	千葉市緑区おゆみ野南5-37-1
	土気出張所	千葉市緑区あすみが丘1-20-1
	千葉市地方卸売市場出張所	千葉市美浜区高浜2-2-1 千葉市地方卸売市場内
	イオンモール幕張新都心出張所	千葉市美浜区豊砂1-1
船橋市	習志野駅前出張所	船橋市葉円台4-14-6
木更津市	イオンタウン木更津朝日出張所	木更津市朝日3-10-19
	君津中央病院出張所	木更津市桜井1010
	VERY FOODS 尾張屋岩根店出張所	木更津市高砂2-1-18
	アピタ木更津店出張所	木更津市ほたる野4-2-48
	日本製鉄君津出張所	木更津市築地1-1 君津製鉄所ビジネスセンター内104-3
	桜井出張所	木更津市桜井新町5-3-1
	清川出張所	木更津市清川2-6-6
	まくた出張所	木更津市茅野12-2
	畠沢出張所	木更津市畠沢3-13-9
	イオンモール木更津出張所	木更津市築地1-4
成田市	成田市場出張所	成田市飯仲42-19
	イオン成田店出張所	成田市ウイング土屋24 イオンショッピングセンター内
	美郷台出張所	成田市美郷台2-1-5

地区	店名	住所
市原市	うすい出張所	佐倉市王子台2-13-11
	五所出張所	市原市五所2008
	MEGAドン・キホーテUNY市原店出張所	市原市青柳北1-1
	帝京大学ちば総合医療センター出張所	市原市姉崎3426-3
	五井東出張所	市原市五井中央東1-15-1
我孫子市	青葉台出張所	市原市青葉台2-8-5
	湖北台出張所	我孫子市湖北台8-6-5
君津市	アピタ君津店出張所	君津市久保1-1-1
	八重原出張所	君津市南子安8-3-8
	ジョイフル本田君津店出張所	君津市外箕輪3-7
	小糸出張所	君津市中島262-2
	イオンタウン君津出張所	君津市中野5-17-1
富津市	イオン富津ショッピングセンター出張所	富津市青木1-5-1
	富津南出張所	富津市富津1755
	天羽出張所	富津市湊15-1
八街市	イオン八街店出張所	八街市文違301
	八街出張所	八街市八街に119-2
印西市	小林出張所	印西市小林北2-9
白井市	白井ショッピングセンター出張所	白井市根74-4 白井ショッピングセンター
富里市	日吉台出張所	富里市日吉台4-6
山武市	日向出張所	山武市木原217-12
印旛郡酒々井町	酒々井出張所	印旛郡酒々井町中央台1-28
印旛郡栄町	ナリタヤ安食店出張所	印旛郡栄町安食2170-1
山武郡芝山町	高根病院出張所	山武郡芝山町岩山2308

(令和2年6月末現在)

□ ATMご利用手数料

●お引出し

キャッシュカードの種類	曜日	ご利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円
		8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
		8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
信用金庫カード	平日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 21:00	110円
		8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円
		8:00 ~ 9:00	110円
他行・郵貯カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円
		8:45 ~ 18:00	110円
		18:00 ~ 21:00	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円
		9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 21:00	220円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円
		8:00 ~ 9:00	220円
		9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 21:00	220円

●お預入れ

キャッシュカードの種類	曜日	ご利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:00 ~ 21:00	無料
	土曜日	8:00 ~ 21:00	無料
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	無料
信用金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
郵貯カード	平日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円

*ご利用時間帯は、キャッシュコーナー営業時間とは異なります。

*お借入やご返済に係る一部のお取引につきまして、当金庫以外の提携金融機関のATMを利用される場合に、ATM画面や利用明細票に表示されるATM利用手数料と実際にお客様にご負担いただくATM利用手数料が少くない場合がございます。対象となるお取引では、お客様にご負担いただくATM利用手数料は、お借入金額またはご返済金額が1万円以下の場合には110円まで、お借入またはご返済金額が1万円を超える場合には220円までといたします。

(令和2年6月末現在)

あゆみ

大正

大正13年6月4日
有限責任千葉信用組合として発足

昭和

昭和16年10月
稻毛支店開設
昭和18年4月
市街地信用組合法に基づき千葉信用組合に組織変更
昭和24年11月
幕張支店開設
昭和25年2月
五井支店開設
昭和25年12月
寒川支店開設
昭和26年10月
信用金庫法に基づき千葉信用金庫に組織変更
理事長 児島健爾 就任
(八街信用組合(昭和24年発足)を
両總信用金庫に組織変更)
(木更津信用組合(昭和3年発足)を
木更津信用金庫に組織変更)
(成田信用組合(昭和3年発足)を
成田信用金庫に組織変更)

昭和27年1月
理事長 奥山秀蔵 就任
昭和28年11月
牛久支店開設(市原市牛久)
昭和28年12月
創立30周年ならびに本店店舗落成記念式典挙行
昭和33年7月
八幡支店開設(市原市八幡)
昭和37年12月
今井支店(現白旗支店)開設(千葉市中央区宮崎町)
昭和39年7月
姉崎支店開設(市原市姉崎)
昭和41年1月
習志野市実糸地区に業務地区を拡張
昭和41年5月
理事長 迎 久輔 就任
昭和41年7月
市川市、木更津市ほか15地区に業務地区を拡張
昭和42年6月
日本銀行と取引開始
昭和43年3月
津田沼支店開設(習志野市津田沼)
昭和45年12月
新本店店舗落成
昭和46年5月
理事長 白石信夫 就任
昭和46年7月
作草部支店開設(千葉市稻毛区作草部町)
昭和46年9月
成田市、東金市ほか3地区に業務地区を拡張
昭和47年12月
誉田支店開設(千葉市緑区誉田町)
昭和49年5月
理事長 佐野 確 就任
昭和49年6月
創立50周年記念式典挙行
昭和49年7月
桜木支店開設(千葉市若葉区桜木)
昭和51年5月
理事長 斎藤 隆 就任
昭和51年11月
園生支店開設(千葉市稻毛区園生町)
昭和51年12月
預金量1,000億円達成
昭和53年11月
新町支店(現千葉駅北口支店)開設(千葉市中央区新町)
昭和54年5月
理事長 平沢芳夫 就任
昭和54年9月
融資量1,000億円達成

昭和55年6月

新検見川支店(現花園支店)開設(千葉市花見川区花園)
昭和55年11月
園生草野支店開設(千葉市稻毛区園生町)
昭和55年12月
三山支店開設(船橋市三山)
昭和56年2月
印旛郡白井町ほか2地区に業務地区を拡張
昭和56年10月
都町支店開設(千葉市中央区都町)
昭和59年3月
預金量2,000億円達成
昭和59年6月
創立60周年記念式典挙行
昭和60年11月
四街道支店開設
昭和61年5月
理事長 三橋 勤 就任
昭和61年7月
都賀支店開設(千葉市若葉区都賀)
昭和62年10月
新検見川支店を花園支店と改称、検見川出張所を検見川支店に昇格
昭和63年12月
預金量3,000億円達成

平成

平成元年3月
国分寺台支店開設(市原市惣社)
平成元年10月
外国為替公認銀行となる
平成2年5月
融資量2,000億円達成
平成2年10月
日本銀行と手形割引及び手形貸付取引開始
平成3年9月
融資量3,000億円達成
平成3年11月
千種支店開設(千葉市花見川区千種町)
平成4年5月
千葉市政令都市移行による出資最低限度引き上げ(1万円に変更)
平成4年8月
CI計画導入宣言
平成5年9月
預金量4,000億円達成
平成5年10月
新理念発表
平成5年12月
金庫マーク、金庫カラー、庫名ロゴタイプを制定
平成6年6月
創立70周年記念式典挙行
平成6年11月
青柳支店開設(市原市青柳)
平成10年1月
自営オンラインを信金東京共同事務センターへ移行
平成10年2月
両總信用金庫と合併(51店舗)
平成10年3月
会計監査人による法定監査開始
平成10年5月
新町支店を位置移転し、千葉駅北口支店と改称(千葉市中央区弁天町)
平成11年3月
郵貯ATMとの相互利用開始
平成11年7月
テレホンバンキングの取り扱い開始
平成12年10月
投信窓口の取り扱い開始
平成13年4月
保険窓口の取り扱い開始
平成13年6月
インターネットサービス、iモードサービス開始

平成14年1月

木更津信用金庫、成田信用金庫と合併(83店舗)
新生「千葉信用金庫」初代理事長に本橋昭就任
平成14年12月
生保窓口の取り扱い開始
平成15年2月
佐原支店を佐原信用金庫へ一部事業譲渡
平成15年6月
理事長 名取 始 就任
平成15年7月
IYバンク銀行との提携によりセブン・イレブン等のATMサービス利用開始
平成16年5月
しんきんビジネス・マッチングサービス開始
平成16年6月
創立80周年
平成16年8月
園生草野支店位置移転(千葉市稻毛区園生町406番地66)
平成16年10月
千葉中央市場支店、幕張本郷支店統廃合
平成19年3月
コラボ産学官千葉支部発足
平成19年5月
四街道支店 店舗新築移転
平成19年6月
理事長 伊谷 啓 就任
平成19年9月
四街道東支店を「四街道支店」、木更津営業部を「木更津支店」、成田営業部を「成田支店」に名称変更
平成19年11月
中央支店リニューアルオープン
平成20年10月
「生体認証ICキャッシュカード」取り扱い開始
平成21年8月
成田支店リニューアルオープン
平成23年10月
JR東日本駅構内等ATM「ピューアルッテ」利用提携開始
平成24年11月
「経営革新等支援機関」の認定を受ける
平成25年2月
でんさいネットサービス開始
平成25年9月
八街中央支店 店舗新築移転
平成26年6月
創立90周年
預金量1兆円達成
平成28年6月
理事長 宮澤 英男 就任
平成29年1月
富里支店リニューアルオープン
平成30年11月
白井支店 店舗新築移転
平成30年12月
圏央道アライアンス調印(千葉信金、埼玉県信金、多摩信金、平塚信金、水戸信金)
平成31年3月
ビジネスマッチングサイト Chiba Big Advance 取り扱い開始
令和元年6月
創立95周年

あ
ゆ
み

信用金庫のセントラルバンク



信金中央金庫の概要(令和2年3月末日現在)

名 創	称 信金中央金庫
従 業 員 数	1,223名
拠 点 数	国内14／海外5
総 資 産	40兆6,332億円
出 資 金	6,909億円(うち優先出資金909億円)
自 己 資 本 比 率	24.31%(国内基準:連結)
会 員 数	255信用金庫

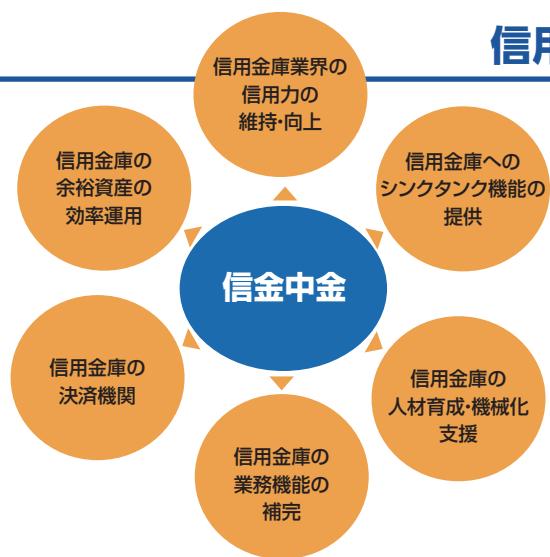
信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする共同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央機関として、昭和25年に設立され、平成12年には優先出資証券を東京証券取引所に上場しております。

また、「信用金庫業界の中央機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。信金中央金庫は、経営の健全性、効率性、安定性に加え、信用金庫の中央銀行的存在としての役割が高く評価された結果、内外の格付会社から邦銀トップクラスの高い格付を取得しています。

格付けの状況 一令和2年3月末現在-

格付会社	格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

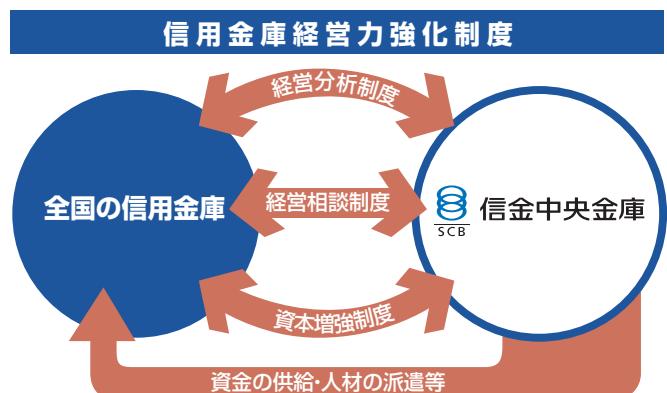
信用金庫のセントラルバンクとしての役割



- 信用金庫の余裕資産の効率運用
及び信用金庫間の資金の需給調整
- 信用金庫間の決済橈関
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上
- 信用金庫業界のシンクタンク機能
- 信用金庫業界の機械化への支援
- 信用金庫の業務機能を補完

「信用金庫経営力強化制度」というセーフティネットが安心を支えます

平成13年4月、信用金庫の健全性の確保および信用金庫業界全体の信用力の維持・向上を図るため、「信用金庫経営力強化制度」を創設しました。この制度は、経営分析・経営相談・資本増強の3つの制度から構成され、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫が運営することにより、信用金庫の経営力の強化および経営悪化の未然防止を図るものです。



資料編 目次

財務諸表.....	43	連結情報.....	60																																																																																																																								
貸借対照表		千葉信用金庫グループの主要な事業の内容																																																																																																																									
損益計算書		子会社の状況																																																																																																																									
剰余金処分計算書		平成30年度事業の概況																																																																																																																									
経営指標.....	49	主要な連結経営指標の推移																																																																																																																									
業務純益・業務粗利益		連結財務諸表の作成方針																																																																																																																									
資金運用収支の内訳		連結貸借対照表																																																																																																																									
受取・支払利息の増減		連結損益計算書																																																																																																																									
総資金利鞘		連結剰余金計算書																																																																																																																									
総資産利益率		連結リスク管理債権の状況																																																																																																																									
役務取引の状況		事業の種類別セグメント情報																																																																																																																									
経費の内訳																																																																																																																											
預金業務.....	52	自己資本の充実の状況等について.....	67																																																																																																																								
預金積金及び譲渡性預金平均残高		I. 単体における事業年度の開示事項.....	69																																																																																																																								
定期預金残高（期末残高）		融資業務.....	53	1. 自己資本の構成に関する事項		貸出金平均残高		2. 定量的な開示事項		貸出金残高		(1) 自己資本の充実度に関する事項		貸出金の担保別内訳		(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く）		債務保証見返の担保別内訳		(3) 信用リスク削減手法に関する事項		貸出金使途別残高		(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		預貸率		(5) 証券化エクスポートージャーに関する事項		貸倒引当金内訳		(6) 出資等エクスポートージャーに関する事項		貸出金償却		(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		リスク管理債権に対する担保・保証 及び引当金の引当・保全状況.....	55	(8) 金利リスクに関する事項		破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当 金の引当・保全状況		II. 連結会計年度の開示事項.....	77	3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担 保・保証及び引当金の引当状況		金融再生法開示債権.....	56	1. 自己資本の構成に関する事項		金融再生法開示債権		2. 定量的な開示事項		金融再生法開示債権保全状況		有価証券.....	57	(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		商品有価証券平均残高		有価証券の残存期間別残高		(2) 自己資本の充実度に関する事項		保有有価証券平均残高		預証率		(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートージャーを除く）		有価証券の時価情報.....	58	売買目的有価証券		(4) 信用リスク削減手法に関する事項		満期保有目的の債券		時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項		その他有価証券		金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項		運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）	
融資業務.....	53	1. 自己資本の構成に関する事項																																																																																																																									
貸出金平均残高		2. 定量的な開示事項																																																																																																																									
貸出金残高		(1) 自己資本の充実度に関する事項																																																																																																																									
貸出金の担保別内訳		(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く）																																																																																																																									
債務保証見返の担保別内訳		(3) 信用リスク削減手法に関する事項																																																																																																																									
貸出金使途別残高		(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項																																																																																																																									
預貸率		(5) 証券化エクスポートージャーに関する事項																																																																																																																									
貸倒引当金内訳		(6) 出資等エクスポートージャーに関する事項																																																																																																																									
貸出金償却		(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項																																																																																																																									
リスク管理債権に対する担保・保証 及び引当金の引当・保全状況.....	55	(8) 金利リスクに関する事項																																																																																																																									
破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当 金の引当・保全状況		II. 連結会計年度の開示事項.....	77																																																																																																																								
3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担 保・保証及び引当金の引当状況		金融再生法開示債権.....	56	1. 自己資本の構成に関する事項		金融再生法開示債権		2. 定量的な開示事項		金融再生法開示債権保全状況		有価証券.....	57	(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		商品有価証券平均残高		有価証券の残存期間別残高		(2) 自己資本の充実度に関する事項		保有有価証券平均残高		預証率		(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートージャーを除く）		有価証券の時価情報.....	58	売買目的有価証券		(4) 信用リスク削減手法に関する事項		満期保有目的の債券		時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項		その他有価証券		金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項		運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																															
金融再生法開示債権.....	56	1. 自己資本の構成に関する事項																																																																																																																									
金融再生法開示債権		2. 定量的な開示事項																																																																																																																									
金融再生法開示債権保全状況		有価証券.....	57	(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		商品有価証券平均残高		有価証券の残存期間別残高		(2) 自己資本の充実度に関する事項		保有有価証券平均残高		預証率		(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートージャーを除く）		有価証券の時価情報.....	58	売買目的有価証券		(4) 信用リスク削減手法に関する事項		満期保有目的の債券		時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項		その他有価証券		金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項		運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																									
有価証券.....	57	(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額																																																																																																																									
商品有価証券平均残高		有価証券の残存期間別残高		(2) 自己資本の充実度に関する事項		保有有価証券平均残高		預証率		(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートージャーを除く）		有価証券の時価情報.....	58	売買目的有価証券		(4) 信用リスク削減手法に関する事項		満期保有目的の債券		時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項		その他有価証券		金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項		運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																															
有価証券の残存期間別残高		(2) 自己資本の充実度に関する事項																																																																																																																									
保有有価証券平均残高		預証率		(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートージャーを除く）		有価証券の時価情報.....	58	売買目的有価証券		(4) 信用リスク削減手法に関する事項		満期保有目的の債券		時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項		その他有価証券		金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項		運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																					
預証率		(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートージャーを除く）																																																																																																																									
有価証券の時価情報.....	58	売買目的有価証券		(4) 信用リスク削減手法に関する事項		満期保有目的の債券		時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項		その他有価証券		金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項		運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																											
売買目的有価証券		(4) 信用リスク削減手法に関する事項																																																																																																																									
満期保有目的の債券		時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項		その他有価証券		金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項		運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																																	
時価を把握することが極めて困難と認められる有価 証券		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相 手のリスクに関する事項																																																																																																																									
その他有価証券		金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項		運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																																							
金銭の信託.....	59	(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項																																																																																																																									
運用目的の金銭の信託		満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項		その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																																													
満期保有目的の金銭の信託		(7) 出資等エクスポートージャーに関する事項																																																																																																																									
その他の金銭の信託		デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項		金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																																																			
デリバティブ取引.....	59	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項																																																																																																																									
金利関連取引		通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項		株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																																																									
通貨関連取引		(9) 金利リスクに関する事項																																																																																																																									
株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、 クレジットデリバティブ取引		外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85	外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																																																															
外国為替業務.....	59	退職給付会計に関する事項.....	85																																																																																																																								
外貨建貸出金残高		外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86	外国為替取扱高（貿易外）																																																																																																																					
外国為替取扱高（貿易）		役職員の報酬体系に関する事項.....	86																																																																																																																								
外国為替取扱高（貿易外）																																																																																																																											

事業年度における財務諸表

▶貸借対照表／資産の部

(単位：百万円)

科 目	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
(資産の部)		
現金	11,375	13,696
預け金	254,245	264,863
買入金銭債権	773	901
金銭の信託	857	857
有価証券	259,001	252,032
国債	49,327	39,731
地方債	43,995	53,207
社債	71,465	66,919
株式	443	460
その他の証券	93,769	91,712
貸出金	567,222	566,876
割引手形	3,183	2,648
手形貸付	25,795	29,259
証書貸付	525,154	522,193
当座貸越	13,088	12,774
外国為替	78	77
外国他店預け	78	77
その他資産	6,784	6,583
未決済為替貸	327	286
信金中金出資金	4,822	4,822
前払費用	40	40
未収収益	1,008	936
金融派生商品	0	0
その他の資産	586	496
有形固定資産	17,322	16,694
建物	4,282	4,053
土地	12,038	11,817
リース資産	0	4
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	1,000	819
無形固定資産	217	214
ソフトウェア	123	121
その他の無形固定資産	93	93
繰延税金資産	2,871	3,022
債務保証見返	575	471
貸倒引当金	△3,601	△3,412
(うち個別貸倒引当金)	(△2,618)	(△2,464)
その他の引当金	△0	△0
資産の部合計	1,117,726	1,122,878

▶貸借対照表／負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	1,067,795	1,077,275
当座預金	12,321	12,278
普通預金	503,740	541,109
貯蓄預金	4,583	4,716
通知預金	1,997	1,236
定期預金	525,500	495,915
定期積金	13,299	12,363
その他の預金	6,352	9,654
その他負債	3,750	2,420
未決済為替借	580	337
未払費用	1,935	803
給付補填備金	13	10
未払法人税等	18	18
前受収益	125	143
払戻未済金	78	80
職員預り金	591	598
金融派生商品	0	0
リース債務	0	4
資産除去債務	19	36
その他の負債	386	386
賞与引当金	295	294
退職給付引当金	872	841
役員退職慰労引当金	37	51
睡眠預金払戻損失引当金	121	93
偶発損失引当金	99	155
再評価に係る繰延税金負債	1,415	1,385
債務保証	575	471
負債の部合計	1,074,964	1,082,989
(純資産の部)		
出資金	18,733	18,592
普通出資金	8,733	8,592
優先出資金	10,000	10,000
資本剰余金	3,806	3,806
資本準備金	3,806	3,806
利益剰余金	14,728	13,748
利益準備金	2,668	2,852
その他利益剰余金	12,060	10,896
特別積立金	8,700	7,693
(うち優先出資消却積立金)	(8,700)	(7,693)
当期末処分剰余金	3,360	3,202
処分未済持分	△49	△61
会員勘定合計	37,220	36,086
その他有価証券評価差額金	3,392	1,727
土地再評価差額金	2,149	2,074
評価・換算差額等合計	5,541	3,802
純資産の部合計	42,761	39,888
負債及び純資産の部合計	1,117,726	1,122,878

貸借対照表 注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
3. その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. 固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物・建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
6. また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	34年～49年
その他の	3年～20年

7. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用地のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間に耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
9. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同一の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」といいます。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
11. また、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
12. 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
13. すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
14. なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り扱う見込額として債権額から直接減額しており、その金額は40,359百万円であります。
15. 賞与引当金は、職員への賞与への支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
16. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定期にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定期によっています。なお、理数計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
17. また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設計型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
18. なお、該当企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
 - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月分） 0.8246%
 - ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金158百万円を費用処理しております。
 19. なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されたため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 20. また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（貸借対照表以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。
 21. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 22. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 23. 債券発引損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 24. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 3百万円
 26. 16.子会社等の株式又は出資金の額総額 10百万円
 27. 子会社等に対する金銭債権総額 0百万円
 28. 有形固定資産の減価償却累計額 13,614百万円
 29. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車輌については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の貸貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
 30. 貸出金のうち、破綻先債権額は223百万円、延滞債権額は17,080百万円であります。
 31. なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 32. また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 33. 貸出金のうち、貸倒引当金は240百万円であります。
 34. なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 35. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,554百万円であります。
 36. なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 37. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,099百万円であります。なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 38. 手形手取引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受け手形、商業手形、荷付为替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,648百万円であります。
 39. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券 11,096百万円
現金 21百万円
預金積金 165百万円
上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金30,000百万円、外國為替取引の担保として定期預金600百万円、手形代理交換用担保として定期預金50百万円を差入れております。また、その他の資産のうち保証金は205百万円であります。
 40. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 41. 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日
 42. 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて定期預金600百万円、手形代理交換用担保として定期預金50百万円を差入れております。
 43. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 44. 27.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は710百万円であります。
 45. 28.出資1口当たりの純資産額 162円82銭
 46. 29.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、地域推進部により行われ、また、理事会等に審議、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
当金庫は、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。また、市場リスクの主管部門を経営管理部とし、関連部門は市場資金部、営業統括部、本店外国為替係としています。
経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握・分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部、本店外国為替係に対する牽制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部門）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、経営管理部と協議しながら市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行し、本店外国為替係は、市場リスクに十分注意を払いつつ外国為替業務を執行しています。
経営管理部は、主にV a Rにより市場リスクを量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配分額の組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しております。また、市場リスクを複数のカテゴリーに区分し、カテゴリー別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、V a Rによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対する△E V Eの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。
 - また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。
 - (4) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、外國為替資産、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場V a R（金利・株価；為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頃区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用V a Rについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。
 - また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

47. ④ 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、外國為替資産、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場V a R（金利・株価；為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頃区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用V a Rについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。
48. 令和2年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,071百万円となっております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
49. ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
50. ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	264,863	264,881	18
(2) 有価証券	251,945	254,576	2,630
満期保有目的の債券	64,256	66,886	2,630
その他有価証券	187,689	187,689	—
(3) 貸出金（＊1）	566,876	—	—
貸倒引当金（＊2）	△3,363	—	—
	563,513	574,704	11,191
金融資産計	1,080,322	1,094,162	13,840
(1) 預金積金	1,077,275	1,077,766	490
金融負債計	1,077,275	1,077,766	490

（＊1） 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1） 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（2） 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から33.に記載しております。

（3） 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 純続懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた額（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）

金融負債

（1） 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	10
非上場株式（＊1）	60
組合出資金（＊2）	15
合 計	86

（＊1） 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊2） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	201,363	63,500	—	—
有価証券	8,445	61,422	58,624	110,056
満期保有目的の債券	4,745	30,449	14,362	14,698
その他有価証券のうち	3,699	30,973	44,261	95,358
貸出金（＊）	106,722	167,554	107,814	166,465
合 計	316,530	292,476	166,438	276,521

（＊） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4） その他の有利子負債の決算日後の返済予定期額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	884,821	191,883	7	560
合 計	884,821	191,883	7	560

（＊） 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	25,114	26,562	1,448
地方債	17,771	18,387	615
社債	15,885	16,419	534
その他	1,500	1,548	48
小 計	60,271	62,917	2,646
国債	—	—	—
地方債	1,200	1,199	△0
社債	84	84	△0
その他	2,700	2,684	△15
小 計	3,984	3,969	△15
合 計	64,256	66,886	2,630

その他の有価証券

（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	211	186	25
債券	84,621	81,959	2,661
国債	13,619	12,998	620
地方債	27,062	26,284	777
社債	43,939	42,676	1,263
その他	48,273	45,593	2,679
小 計	133,106	127,739	5,366
株式	178	195	△16
債券	15,180	15,402	△221
国債	998	998	△0
地方債	7,173	7,248	△75
社債	7,009	7,154	△145
その他	39,224	41,929	△2,705
小 計	54,583	57,527	△2,943
合 計	187,689	185,266	2,422

32. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	19,568	824	—
国債	16,804	760	—
地方債	2,763	64	—
その他	4,582	71	79
合 計	24,150	896	79

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なもの）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、当事業年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。

時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

34. 運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
	857	—

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメント契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は29,230百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が15,435百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	1415百万円
税務上の繰越欠損金	10,281百万円
貸倒引当金	1,211百万円
退職給付引当金	370百万円
その他	13,278百万円
繰延税金資産小計	13,278百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	607百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	8,953百万円
評価性引当額小計	9,561百万円
繰延税金資産合計	3,717百万円
繰延税金負債	695百万円
その他の有価証券評価差額金	695百万円
繰延税金負債合計	3,022百万円
繰延税金資産の純額	3,022百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期間別の金額

当事業年度（令和2年3月31日） （単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	合計
税務上の繰越欠損（※1）	—	472	942	1,415
評価性引当額	—	—	607	607
繰延税金資産	—	472	334	807（※2）

（※1） 税務上の繰越欠損は実効税率を乗じた額であります。

（※2） 将来の収益力の見積もりにより課税所得の発生が見込まれるため、当該繰延税金資産を回収可能と判断しております。

▶損益計算書

(単位：千円)

科 目	第96期 (平成30年4月 1日から 平成31年3月31日まで)	第97期 (平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで)
経常収益	14,709,679	14,537,070
資金運用収益	11,401,222	11,375,440
貸出金利息	8,446,418	8,377,381
預け金利息	264,064	286,981
有価証券利息配当金	2,558,592	2,577,178
その他の受入利息	132,147	133,900
役務取引等収益	1,442,166	1,495,471
受入為替手数料	721,281	734,701
その他の役務収益	720,885	760,770
その他業務収益	785,216	865,130
外国為替売買益	5,136	3,845
国債等債券売却益	693,586	824,559
国債等債券償還益	1,924	1,621
その他の業務収益	84,569	35,104
その他経常収益	1,081,074	801,027
貸倒引当金戻入益	330,819	—
償却債権取立益	592,256	692,201
株式等売却益	14,392	—
金銭の信託運用益	—	31,848
その他の経常収益	143,606	76,977
経常費用	12,264,374	12,593,760
資金調達費用	460,850	254,221
預金利息	448,222	244,870
給付補償備金繰入額	5,186	2,244
その他の支払利息	7,440	7,106
役務取引等費用	1,377,791	1,403,199
支払為替手数料	277,091	279,020
その他の役務費用	1,100,699	1,124,179
その他業務費用	10,281	92,544
国債等債券償還損	7,107	91,023
その他の業務費用	3,173	1,521
経費	9,635,416	9,595,684
人件費	5,912,810	5,878,703
物件費	3,511,706	3,497,080
税金	210,899	219,899
その他経常費用	780,035	1,248,111
貸倒引当金繰入額	—	288,733
貸出金償却	426,885	647,900
株式等売却損	399	1,217
金銭の信託運用損	33,230	—
その他資産償却	6,224	54,535
その他の経常費用	313,294	255,724
経常利益	2,445,305	1,943,309
特別利益	43,725	—
固定資産処分益	43,725	—
特別損失	166,227	143,963
固定資産処分損	60,308	126,767
減損損失	105,919	17,195
税引前当期純利益	2,322,802	1,799,346
法人税、住民税及び事業税	18,082	18,082
法人税等調整額	471,109	488,870
法人税等合計	489,191	506,952
当期純利益	1,833,611	1,292,393
繰越金（当期首残高）	1,519,796	1,835,313
土地再評価差額金取崩額	7,173	74,641
優先出資消却積立金取崩額	—	2,006,115
自己優先出資消却額	—	△2,006,115
当期末処分剰余金	3,360,580	3,202,349

損益計算書 注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 500千円
子会社との取引による費用総額 335,191千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 6円86銭
4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
千 葉 市	店舗	建物	891千円
白 井 市	店舗	建物	7,976千円
我 孫 子 市	店舗	土地及び建物	2,457千円
我 孫 子 市	A T M 稼働店舗	土地及び建物	1,672千円
富 津 市	A T M 稼働店舗	土地及び建物	3,504千円
成 田 市	旧倉庫	土地	693千円
合 計			17,195千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グループингの最小単位としております。

本部、倉庫、グランド等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（A T M稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグループングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗3ヶ所、出張所2ヶ所、旧倉庫1ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額17,195千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第96期 (平成30年4月 1日から) (平成31年3月31日まで)	第97期 (平成31年4月 1日から) (令和 2年3月31日まで)
当期末処分剰余金	3,360,580	3,202,349
剰余金処分額	1,525,266	1,329,630
利益準備金	184,000	130,000
普通出資に対する配当金	(年2.0%) 173,266	(年1.0%) 85,514
優先出資に対する配当金	(年1.2%) 168,000	(年0.9%) 108,000
特別積立金	1,000,000	1,006,115
(うち優先出資消却積立金)	1,000,000	1,006,115
繰越金（当期末残高）	1,835,313	1,872,719

(注) 優先出資に対する配当率は、発行価額に対する配当率であります。

平成30年度及び令和元年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2 第3項の規定に基づき千葉第一監査法人の監査を受けております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和 2 年 6 月 24 日

千 葉 信 用 金 庫

理 事 長 宮 澤 英 男

経営指標

▶ 業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
業務純益	2,159,253	2,439,546
資金運用収支	10,940,728	11,121,390
資金運用収益	11,401,222	11,375,440
資金調達費用	460,493	254,050
役務取引等収支	64,375	92,272
役務取引等収益	1,442,166	1,495,471
役務取引等費用	1,377,791	1,403,199
その他の業務収支	774,935	772,585
その他業務収益	785,216	865,130
その他業務費用	10,281	92,544
業務粗利益	11,780,039	11,986,249
業務粗利益率	1.09%	1.10%
実質業務純益	2,159,253	2,404,614
コア業務純益	1,470,850	1,669,457
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,467,310	1,597,581

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成30年度 356千円、令和元年度 171千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶ 資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
資金運用勘定	1,077,904	1,082,254	11,401,222	11,375,440	1.05	1.05
うち貸出金	562,253	562,478	8,446,418	8,377,381	1.50	1.48
うち預け金	246,025	260,112	264,064	286,981	0.10	0.11
うち有価証券	264,155	253,847	2,558,592	2,577,178	0.96	1.01
資金調達勘定	1,067,443	1,074,062	460,493	254,050	0.04	0.02
うち預金積金	1,067,709	1,074,299	453,409	247,115	0.04	0.02
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（第96期 3,104百万円、第97期 3,541百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（第96期 890百万円、第97期 857百万円）及び利息（第96期 0百万円、第97期 0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	第96期 (平成31年3月31日)			第97期 (令和2年3月31日)		
	残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減
受取利息	73,082	△202,353	△129,270	63,450	△89,232	△25,781
うち貸出金	47,666	△215,397	△167,730	2,128	△71,165	△69,036
うち預け金	△19,613	8,241	△11,371	10,311	12,605	22,917
うち有価証券	194,480	△146,719	47,761	△55,521	74,107	18,585
支払利息	7,254	△31,974	△24,720	2,421	△208,865	△206,443
うち預金積金	4,610	△30,444	△25,834	2,459	△208,753	△206,293
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶総資金利鞘

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
資金運用利回	1.05%	1.05%
資金調達原価率	0.94%	0.91%
総資金利鞘	0.11%	0.14%

▶総資産利益率（R O A）

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
総資産経常利益率	0.21%	0.17%
総資産当期純利益率	0.16%	0.11%

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

▶役務取引の状況

(単位：千円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
役務取引等収益	1,442,166	1,495,471
受入為替手数料	721,281	734,701
その他の受入手数料	720,885	760,770
役務取引等費用	1,377,791	1,403,199
支払為替手数料	277,091	279,020
その他の支払手数料	6,060	5,429
その他の役務取引等費用	1,094,638	1,118,749

▶経費の内訳

(単位：千円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
人件費	5,912,810	5,878,703
報酬給料手当	4,628,360	4,585,552
退職給付費用	605,732	612,795
その他	678,717	680,355
物件費	3,511,706	3,497,080
事務費	1,495,759	1,547,704
固定資産費	709,967	687,805
事業費	207,495	200,529
人事厚生費	76,506	70,933
減価償却費	664,430	639,594
有形固定資産償却	606,371	589,471
無形固定資産償却	58,058	50,122
その他	357,548	350,513
税金	210,899	219,899
合計	9,635,416	9,595,684

預金業務

▶ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
流動性預金	508,958	543,826
うち有利息預金	446,557	477,225
定期性預金	554,031	525,649
うち固定金利定期預金	540,068	512,152
うち変動金利定期預金	191	184
その他預金	4,718	4,823
小計	1,067,709	1,074,299
譲渡性預金	—	—
合計	1,067,709	1,074,299

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 資蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶ 定期預金残高（期末残高）

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
定期預金	525,500	495,915
固定金利定期預金	525,151	495,571
変動金利定期預金	185	182
その他	163	161

融資業務

▶貸出金平均残高

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
割引手形	2,714	2,627
手形貸付	23,751	26,448
証書貸付	523,888	521,720
当座貸越	11,898	11,681
合 計	562,253	562,478

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶貸出金残高

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
貸出金	567,222	566,876
変動金利	371,310	378,289
固定金利	195,911	188,586

▶貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
当金庫預金積金	5,168	4,643
有価証券	70	56
動産	—	—
不動産	132,710	132,217
その他	51	82
小　　計	138,001	137,000
信用保証協会・信用保険	95,204	101,202
保証	151,939	150,777
信用	182,078	177,896
合　　計	567,222	566,876

▶債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
当金庫預金積金	40	54
不動産	221	181
その他物的担保	0	0
小　　計	263	236
信用保証協会・信用保険	108	101
保証	—	—
信用	203	132
合　　計	575	471

▶貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)		第97期 (令和2年3月31日)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	320,742	56.5%	321,793	56.7%
運転資金	246,480	43.4%	245,082	43.2%
合 計	567,222	100.0%	566,876	100.0%

▶預貸率

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
期末預貸率	53.12%	52.62%
期中平均預貸率	52.65%	52.35%

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	第96期(平成31年3月31日)	1,077	983	—	1,077
	第97期(令和2年3月31日)	983	948	—	948
個別貸倒引当金	第96期(平成31年3月31日)	3,281	2,618	426	2,855
	第97期(令和2年3月31日)	2,618	2,464	477	2,141
合 計	第96期(平成31年3月31日)	4,359	3,601	426	3,932
	第97期(令和2年3月31日)	3,601	3,412	477	3,124

▶貸出金償却

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
貸出金償却	426	647

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

▶破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位：百万円)

区分	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
破綻先債権額 (A)	245	223
延滞債権額 (B)	18,320	17,080
合計 (C)=(A)+(B)	18,565	17,304
担保・保証額 (D)	12,091	11,853
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	6,473	5,450
個別貸倒引当金 (F)	2,561	2,415
同引当率 (G)=(F)/(E)	39.57%	44.30%

▶3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況 (単位：百万円)

区分	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
3カ月以上延滞債権額 (H)	205	240
貸出条件緩和債権額 (I)	2,028	2,554
合計 (J)=(H)+(I)	2,233	2,795
担保・保証額 (K)	1,212	1,223
回収に管理を要する債権額 (L)=(J)-(K)	1,021	1,572
貸倒引当金 (M)	17	11
同引当率 (N)=(M)/(L)	1.67%	0.71%

▶リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
(C)+(J)	20,798	20,099

○破綻先債権

破綻先債権(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

○延滞債権

延滞債権(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

○3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

○貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

○担保・保証額

担保・保証額(D)、(K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

○個別貸倒引当金

個別貸倒引当金(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

○貸倒引当金

貸倒引当金(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

なお、これらの開示額(A)、(B)、(H)、(I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、金融再生法）に基づく資産査定の結果についても、開示しております。

リスク管理債権の対象債権が貸出金であるのに対して、金融再生法による開示では、貸出金以外の債務保証見返、外国為替、仮払金、未収利息などを含めた総与信額が対象債権となっており、正常債権も開示の対象となっております。

▶金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,539	6,941
危険債権	13,198	10,506
要管理債権	2,233	2,795
正常債権	547,713	548,257
合 計	568,685	568,500

○破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

○危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

○要管理債権

要管理債権とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

○正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

▶金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
金融再生法上の不良債権 (A)	20,972	20,243
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,539	6,941
危険債権	13,198	10,506
要管理債権	2,233	2,795
保全額 (B)	16,055	15,645
貸倒引当金 (C)	2,633	2,475
担保・保証等 (D)	13,421	13,170
保全率 (B)/(A)	76.55%	77.28%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)/(B-(D))	34.87%	34.99%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

有価証券

▶商品有価証券平均残高

該当ありません。

▶有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	18,038	—	31,288	—
地方債	553	9,132	23,626	10,683	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	5,857	15,673	14,609	29,436	5,888
株式	—	—	—	—	443
外国証券	2,605	11,566	12,873	36,912	—
その他証券	988	5,060	17,265	—	6,497
合計	10,004	59,472	68,374	108,321	12,829
	第97期 (令和2年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	18,029	—	21,702	—
地方債	133	12,495	19,816	20,762	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	7,109	12,706	14,054	27,279	5,768
株式	—	—	—	—	460
外国証券	1,199	12,589	11,283	40,312	—
その他証券	3	5,601	13,469	—	7,253
合計	8,445	61,422	58,624	110,056	13,483

▶保有有価証券平均残高

(単位：百万円)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
国債	53,754	44,030
地方債	47,175	49,360
短期社債	—	—
社債	74,348	67,692
株式	313	451
外国証券	59,457	63,934
その他証券	29,105	28,376
合計	264,155	253,847

(注) 商品有価証券は保有しておりません。

▶預証率

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
期末預証率	24.25%	23.39%
期中平均預証率	24.74%	23.62%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券の時価情報

▶売買目的有価証券

該当ありません。

▶満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	第96期（平成31年3月31日）			第97期（令和2年3月31日）		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,131	26,971	1,840	25,114	26,562	1,448
	地方債	19,349	20,114	764	17,771	18,387	615
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	20,598	21,313	715	15,885	16,419	534
	その他	4,500	4,609	109	1,500	1,548	48
	小計	69,579	73,009	3,430	60,271	62,917	2,646
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	1,200	1,199	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	84	84	△0
	その他	1,700	1,690	△9	2,700	2,684	△15
	小計	1,700	1,690	△9	3,984	3,969	△15
合 計		71,279	74,699	3,420	64,256	66,886	2,630

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

▶時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	種類	第96期（平成31年3月31日）		第97期（令和2年3月31日）	
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式		10		10	
非上場株式		60		60	
組合出資金		15		15	
合 計		86		86	

▶その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	第96期（平成31年3月31日）			第97期（令和2年3月31日）		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	211	186	24	211	186	25
	債券	95,861	92,055	3,806	84,621	81,959	2,661
	国債	24,196	23,016	1,179	13,619	12,998	620
	地方債	24,485	23,618	867	27,062	26,284	777
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	47,179	45,420	1,759	43,939	42,676	1,263
	その他	52,108	50,139	1,969	48,273	45,593	2,679
小計		148,181	142,380	5,800	133,106	127,739	5,366
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	162	195	△32	178	195	△16
	債券	3,847	3,864	△17	15,180	15,402	△221
	国債	—	—	—	998	998	△0
	地方債	159	160	△0	7,173	7,248	△75
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,687	3,704	△17	7,009	7,154	△145
	その他	35,445	36,438	△993	39,224	41,929	△2,705
小計		39,454	40,498	△1,043	54,583	57,527	△2,943
合計		187,636	182,878	4,757	187,689	185,266	2,422

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金銭の信託

▶ 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

第96期（平成31年3月31日）		第97期（令和2年3月31日）	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
857	—	857	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

▶ 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

▶ その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

▶ 金利関連取引

該当ありません。

▶ 通貨関連取引

(単位：百万円)

		第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
店頭 (為替予約)	売建	18	57
	買建	18	56

▶ 株式関連取引

該当ありません。

▶ 債券関連取引

該当ありません。

▶ 商品関連取引

該当ありません。

▶ クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

外国為替業務

▶ 外貨建貸出金残高

該当ありません。

▶ 外国為替取扱高（貿易）

(単位：件、千米ドル)

	第96期 (平成31年3月31日)		第97期 (令和2年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
輸出	182	4,436	131	3,749
輸入	398	8,201	414	8,708

▶ 外国為替取扱高（貿易外）

(単位：千米ドル)

	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
貿易外	3,202	3,085

※ 貿易外とは、仕向送金、被仕向送金等で生活費、コンサルタント料等のいわゆる貿易外取引一般をいいます。

連結情報

▶千葉信用金庫グループの主要な事業の内容

千葉信用金庫グループは、当金庫および子会社「株式会社ちばしんビジネスサービス」で構成され、子会社は、事務処理代行業務などの千葉信用金庫の付随業務を中心に事業を行っております。



▶子会社の状況

会 社 名： 株式会社 ちばしんビジネスサービス
所 在 地： 千葉市稻毛区園生町1105番地
主な業務内容： 当金庫業務の受託および帳票類の購入管理等
設立年月日： 昭和62年5月22日
資 本 金： 10百万円 当金庫議決権比率：100% 子会社等の議決権比率：0%

▶令和元年度 事業の概況

令和元年度の連結総資産額は前期比51億円増加して1兆1,228億円、また連結純資産額は20億円の優先出資消却等により28億円減少して400億円となりました。損益面では貸出金利回りの低下により利息収入が減少しましたが、役務取引等収益の増加ならびに物件費等の経費削減により、親会社株主に帰属する当期純利益は12億円となりました。

また、当金庫グループ全体の連結自己資本比率は7.91%となりました。

▶主要な連結経営指標の推移

(単位：百万円)

	第93期 (平成28年3月31日)	第94期 (平成29年3月31日)	第95期 (平成30年3月31日)	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
連結経常収益	16,084	14,722	15,302	14,717	14,544
連結経常利益	3,543	2,027	2,687	2,453	1,949
親会社株主に帰属する当期純利益	2,571	765	2,062	1,840	1,296
連結純資産額	40,742	38,889	40,088	42,884	40,015
連結総資産額	1,071,383	1,080,025	1,099,075	1,117,717	1,122,870
連結自己資本比率	8.22%	8.16%	8.17%	8.27%	7.91%

▶連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社、子法人等：1社

主要な会社名

株式会社 ちばしんビジネスサービス

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は3月末日です。

(4) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却に関する事項は該当ありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

▶連結貸借対照表／資産の部

(単位：百万円)

科 目	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
(資産の部)		
現 金 及 び 預 け 金	265,621	278,559
買 入 金 銭 債 権	773	901
金 銭 の 信 託	857	857
有 働 値 証 券	258,991	252,022
貸 出 金	567,222	566,876
外 国 為 替	78	77
そ の 他 資 産	6,784	6,583
有 形 固 定 資 産	17,323	16,696
建 物	4,282	4,053
土 地	12,038	11,817
建 設 仮 勘 定	—	—
リ 一 ス 資 産	0	4
その他の有形固定資産	1,001	821
無 形 固 定 資 産	217	214
ソ フ ト ウ ェ ア	123	121
その他の無形固定資産	93	93
繰 延 税 金 資 産	2,871	3,022
債 務 保 証 見 返	575	471
貸 倒 引 当 金	△3,601	△3,412
そ の 他 の 引 当 金	△0	△0
資 産 の 部 合 計	1,117,717	1,122,870

▶連結貸借対照表／負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	第96期 (平成31年3月31日)	第97期 (令和2年3月31日)
(負債の部)		
預 金 積 金	1,067,649	1,077,121
そ の 他 負 債	3,756	2,428
賞 与 引 当 金	295	294
退 職 給 付 に 係 る 負 債	876	846
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	42	58
そ の 他 の 引 当 金	221	249
再評価に係る繰延税金負債	1,415	1,385
債 务 保 証	575	471
負 債 の 部 合 計	1,074,832	1,082,855
(純資産の部)		
出 資 金	18,733	18,592
資 本 剰 余 金	3,806	3,806
利 益 剰 余 金	14,851	13,874
処 分 未 濟 持 分	△49	△61
会 員 勘 定 合 計	37,342	36,212
その他の有価証券評価差額金	3,392	1,727
土 地 再 評 価 差 額 金	2,149	2,074
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,541	3,802
純 資 产 の 部 合 計	42,884	40,015
負債及び純資産の部合計	1,117,717	1,122,870

連結貸借対照表 注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
4. 当金庫への有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	34年～49年
その他	3年～20年

- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定められた利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況ないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- また、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実利率に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は40359百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- また、当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の提出に応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
- ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合（平成31年3月分）0.8394%
- ③ 補足説明

上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金161百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（貸借対照表以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 寝眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支見込額を計上しております。
14. 当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 3百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 13,615百万円

17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の貸賃借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は223百万円。延滞債権額は17,080百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払い又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ること目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は240百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は2,554百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ること目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権の合計額は20,099百万円であります。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,648百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	11,096百万円
	現金	21百万円
担保資産に対応する債務	預金	165百万円

上記のはか、為替決済取引の担保として、定期預金30,000百万円、外国為替取引の担保として定期預金600百万円、手形代理交換用担保として定期預金50百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は205百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行き補正、時点修正、近隣充買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△5,798百万円であります。

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は710百万円であります。

26. 出資1口当たりの純資産額 163円56銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、地域推進部により行われ、また、理事会等に審議、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫グループは、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。また、市場リスクの主管部門を経営管理部とし、関連部門は市場資金部、営業統括部、本店外國為替係としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握、分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部、本店外國為替係に対する牽制機能を發揮しております。市場資金部は、有価証券等運用業務の執行とともに、日常的な市場リスク管理を行っております。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部門）を分離し、相互牽制機能を発揮しております。営業統括部は、経営管理部と協議しながら市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行し、本店外國為替係は、市場リスクに十分注意を払いつつ外國為替業務を執行しております。

経営管理部は、主にVaRにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配置運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しております。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、VaRによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対する△EVEの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しております。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

(市場リスクに係る定量的情報)

- 当金庫グループでは、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、外國為替資産、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場V a R（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用V a Rについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。
- 令和2年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,071百万円となっております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。
28. 金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	278,559	278,578	18
(2) 有価証券	251,945	254,576	2,630
満期保有目的の債券	64,256	66,886	2,630
その他有価証券	187,689	187,689	—
(3) 貸出金（＊1）	566,876	—	—
貸倒引当金（＊2）	△3,363	—	—
	563,513	574,704	11,191
金融資産計	1,094,018	1,107,859	13,840
(1) 預金積金	1,077,121	1,077,612	490
金融負債計	1,077,121	1,077,612	490

（＊1） 現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2） 貸出金に応じる一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念債権、実質破綻債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。
(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表上額
非上場株式（＊1）	60
組合出資金（＊2）	15
合 計	76

（＊1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊2） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	215,059	63,500	—	—
有価証券	8,445	61,422	58,624	110,056
満期保有目的の債券	4,745	30,449	14,362	14,698
その他有価証券のうち 満期があるもの	3,699	30,973	44,261	95,358
貸出金（＊）	106,722	167,554	107,814	166,465
合 計	330,227	292,476	166,438	276,521

（＊） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定期額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	884,668	191,883	7	560
合 計	884,668	191,883	7	560

（＊） 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下31.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表上額	時価	差額
国債	25,114	26,562	1,448	
地方債	17,771	18,387	615	
社債	15,885	16,419	534	
その他	1,500	1,548	48	
小 計	60,271	62,917	2,646	
国債	—	—	—	
地方債	1,200	1,199	△0	
社債	84	84	△0	
その他	2,700	2,684	△15	
小 計	3,984	3,969	△15	
合 計	64,256	66,886	2,630	

その他の有価証券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表上額	取得原価	差額
株式	211	186	25	
債券	84,621	81,959	2,661	
国債	13,619	12,998	620	
地方債	27,062	26,284	777	
社債	43,939	42,676	1,263	
その他	48,273	45,593	2,679	
小 計	133,106	127,739	5,366	
株式	178	195	△16	
債券	15,180	15,402	△221	
国債	998	998	△0	
地方債	7,173	7,248	△75	
社債	7,009	7,154	△145	
その他	39,224	41,929	△2,705	
小 計	54,583	57,527	△2,943	
合 計	187,689	185,266	2,422	

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	19,568	824	—
国債	16,804	760	—
地方債	2,763	64	—
その他	4,582	71	79
合 計	24,150	896	79

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます）。なお、当連結会計年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。

時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

32. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	857	—

33. 当座貸借契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額までの資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は29,230百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が15,435百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものの必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△4,644百万円
退職給付信託拠出	3,391百万円
未認識数理計算上の差異	406百万円
連結貸借対照表上額の純額	△846百万円
退職給付に係る負債	△846百万円

▶連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第96期 (平成30年4月 1日から) (平成31年3月31日まで)	第97期 (平成31年4月 1日から) (令和 2年3月31日まで)
経常収益	14,717,481	14,544,707
資金運用収益	11,400,722	11,374,940
貸出金利息	8,446,418	8,377,381
預け金利息	264,064	286,981
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	2,558,092	2,576,678
その他の受入利息	132,147	133,900
役務取引等収益	1,442,166	1,495,471
その他業務収益	793,199	873,067
その他経常収益	1,081,392	801,226
貸倒引当金戻入益	330,819	—
償却債権取立益	592,256	692,201
その他の経常収益	158,317	109,025
経常費用	12,263,918	12,594,920
資金調達費用	460,843	254,211
預金利息	448,215	244,860
給付補填備金繰入額	5,186	2,244
その他の支払利息	7,440	7,106
役務取引等費用	1,377,791	1,403,199
その他業務費用	180,075	258,170
経費	9,465,173	9,431,228
その他経常費用	780,035	1,248,111
貸倒引当金繰入額	—	288,733
その他の経常費用	780,035	959,378
経常利益	2,453,562	1,949,786
特別利益	47,725	—
固定資産処分益	43,725	—
その他の特別利益	4,000	—
特別損失	170,227	143,963
固定資産処分損	60,308	126,767
減損損失	105,919	17,195
その他の特別損失	4,000	—
税金等調整前当期純利益	2,331,060	1,805,822
法人税、住民税及び事業税	19,168	20,347
法人税等調整額	471,109	488,870
法人税等合計	490,278	509,218
当期純利益	1,840,782	1,296,604
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,840,782	1,296,604

連結損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 6円88銭
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却647,900千円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
千葉市	店舗	建物	891千円
白井市	店舗	建物	7,976千円
我孫子市	店舗	土地及び建物	2,457千円
我孫子市	ATM稼働店舗	土地及び建物	1,672千円
富津市	ATM稼働店舗	土地及び建物	3,504千円
成田市	旧倉庫	土地	693千円
合 計			17,195千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グラント等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（ATM稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗3ヶ所、出張所2ヶ所、旧倉庫1ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額17,195千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	第96期 (平成30年4月 1日から) (平成31年3月31日まで)	第97期 (平成31年4月 1日から) (令和 2年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	3,806,982	3,806,982
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	3,806,982	3,806,982
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	13,346,278	14,851,121
利益剰余金増加高	1,847,955	1,371,246
親会社株主に帰属する当期純利益	1,840,782	1,296,604
その他	7,173	74,641
利益剰余金減少高	343,112	2,347,381
配当金	343,112	341,266
自己優先出資消却額	—	2,006,115
その他	—	—
利益剰余金期末残高	14,851,121	13,874,986

▶連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分		残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	第96期(平成31年3月31日)	245	214	30	100.00%
	第97期(令和2年3月31日)	223	192	31	100.00%
延滞債権	第96期(平成31年3月31日)	18,320	11,876	2,531	78.64%
	第97期(令和2年3月31日)	17,080	11,661	2,383	82.22%
3ヵ月以上延滞債権	第96期(平成31年3月31日)	205	204	1	100.26%
	第97期(令和2年3月31日)	240	240	0	100.18%
貸出条件緩和債権	第96期(平成31年3月31日)	2,028	1,008	15	50.48%
	第97期(令和2年3月31日)	2,554	982	10	38.87%
合 計	第96期(平成31年3月31日)	20,798	13,304	2,578	76.36%
	第97期(令和2年3月31日)	20,099	13,076	2,426	77.13%

▶事業の種類別セグメント情報

連結対象会社株式会社ちばしんビジネスサービスは、当金庫業務以外に事業を営んでおりませんので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除して、自己資本の額となっております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金8,733百万円と信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫が引き受けた優先出資金10,000百万円が含まれます。

また、令和元年度の普通出資に対する配当率は、年1.0%、優先出資に対する配当率は、年0.9%となっております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内基準である自己資本比率4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は各エクスボージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を踏まえたうえで策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を徹底しています。

信用リスク管理にあたっては、小口多数取引の推進によるリスク分散、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理態勢の強化などに努め、また、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別・地域別・業種別など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

また、より高度な計測モデルを活用した信用リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

審査・与信管理にあたっては、審査部門である融資部は、営業推進部門の営業統括部と組織上区分しており、営業推進部門の影響を受けない体制となっています。

また、経営陣による融資審査会を定期的に開催し個々の貸出先の取組方針を明確にしています。延滞貸出金など問題債権の管理は専門部署として債権管理部を設置し、個別に取組方針を策定し、きめ細かな管理を実施しています。

さらに、与信運営にかかる妥当性の検証については監査部が内部監査を実施するなど、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

また、地域推進部を設置し、お客様に対するきめ細かな経営相談や経営指導を通じて、積極的に企業・事業再生支援に取り組んでいます。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「資産査定等に係わる償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

なお、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を実施した債務者については、資本とみなす貸出債権額を全額引当としています。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。上記以外の債権については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

実質破綻先および破綻先は、未保全額全額を貸倒引当金として計上しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の4機関です。

なお、エクスボージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスター・サービス・インク
- ④ S & P グローバル・レーティング

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資受付に際し、資金用途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けと認識し、担保または保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくななど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産など、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証などがありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱細則」などにより適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証・外国為替に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、当金庫が定める規程・要領や各種約定書などに基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫では、定期預金および定期積金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

また、国・地方公共団体・政府関係機関などが保証している保証債権および、適格格付機関による格付が付与されている機関が保証している保証債権について、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客様に外国為替関連取引として為替先物予約取引を取り扱っているほか有価証券勘定の証券投資信託の中に一部派生商品取引を扱った商品を保有しています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクについては、資金運用方針および運用計画の中で一定の投資枠を設けるなどして適切なリスク管理に努めています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一體的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。

さらに、リスク管理態勢強化のため、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、平成18年度下期より、その態勢整備に努め、平成19年4月より運用を図っています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスボージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとして保有する場合と、証券を購入する側である投資家として保有する場合の二つに大きく分類されます。

投資家として保有する場合の証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などを分析・検討して、必要に応じて常務理事会、ALM委員会に付議し、「資金運用方針および運用計画について」の中で定める投資枠での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいて投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当金庫の証券化エクスボージャーに区分される投資の種類は、以下の通りであり、次にあげる特性を有するものです。

・投資家が原資産から得られるキャッシュフローを受け取れなくなる場合、投資家は債務履行をオリジネーターに遡及不可（ノン・リコース）であること。

・証券化取引の中で、原資産が持つ信用リスクを「優先劣後構造」の関係にある2層以上のエクスボージャーに階層分けし、信用リスクの一部や全部を第三者（投資家）に移転していること。

- (1) リース料債権を裏付とする信託受益権
- (2) 貸付債権を裏付とする信託受益権
- (3) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- (4) 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- (5) 債券を裏付とする信託受益権

(2) 証券化エクスボージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫では、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」などおよび、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(4) 証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の4機関です。

なお、エクスボージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- (1) 株式会社 格付投資情報センター
- (2) 株式会社 日本格付研究所
- (3) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- (4) S & P グローバル・レーティング

7. オペレーションナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーションナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクとし、オペレーションナル・リスク管理態勢の下で、常にオペレーションナル・リスク発生の危険度を把握し、規程の整備、指導を図るとともに、厳正な管理に努め、そのリスクの極小化に努める方針としており、オペレーションナル・リスク管理規程を制定し、管理態勢を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析、評価を行い、リスクを特定することでリスク発生の未然防止および極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、事務リスク管理規程に基づき、厳正な各種事務規程等を整備し、本部・営業店が一体となってその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検査等に取り組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、システムリスク管理規程に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な検証を実施するとともに、システム障害やサイバー攻撃等、多様化かつ複雑化するリスクに対して、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めています。

当金庫では、その他のオペレーションナル・リスクとして、法務リスク、人的リスク、有形固定資産リスク、風評リスクを管理対象とし、各リスク管理規程に基づき、適切な管理に努めています。

オペレーションナル・リスクに関する重要な事象については、オペレーションナル・リスク管理委員会や事務リスク検討部会にて定期的に協議、検討を行い、常務理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスボージャーまたは株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、統合的リスク管理態勢の下で、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、保有限度額の遵守状況を適切にモニタリングし管理するほか、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会および常務理事会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」等および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

(1) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

(2) リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

(3) 金利リスク計測の頻度

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、体力に見合ったリスクテイクを行い、経営の健全性の確保と収益性の向上を図る方針

としており、各種リスクを統一的な尺度としてVaRにより計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準およびリスクリミットを設定し管理しております。金利リスクについては、当金庫の全ての金利感応資産・負債を管理対象とし、重要性を踏まえて計測を行っており、VaRに基づくリスク量の管理に加え、自己資本に対する△EVEの比率に警戒水準およびリスクリミットを設定し、別途管理しております。

金利リスクの計測は、毎月末日を基準日として月次で行い、有価証券に係る金利リスクについては、前日を基準日として日次でも計測を行っております。計測結果はALM委員会および常務理事会に報告され、リスクテイクのトレンドについて常時把握できる態勢としております。なお、リスク量が警戒水準にある場合は、ALM委員会および常務理事会は、市場動向および運用方針等について、より慎重に検討・協議し、リスクテイクへの牽制を図ることとしております。また、リスクリミットを超過した場合は、ALM委員会においてリスク削減等の対応策を協議し、常務理事会および理事会に付議することとしております。

2. 金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2020年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5,746年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提

普通預金など満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追従率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

(4) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(5) 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨ごとに算出した金利リスク量が正となる通貨のみを単純合算しております。なお、通貨ごとの金利リスク量を計測するにあたっては、完全再評価法を採用しております。

(6) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）
スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。

(7) 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす他の前提

当金庫は、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの最大値は前期末6,293百万円から当期末2,440百万円と3,853百万円減少しました。

△NIIについては、開示初年度であるため記載しておりません。

(9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

・当金庫は、重要性を踏まえて日本円、米ドル、ユーロ、豪ドルを計測対象通貨とし、LIBOR-SWAP金利をリスクフリーレートとしております。

・割引金利間、参照金利間の相関およびリスクフリーレートに対する追従率等については考慮しておりません。

・ファンドを通じて保有するポジションの金利リスクについては、ファンド1銘柄を1債券と見做し、内包債券の通貨に応じたイールドカーブで割り引く等による簡便的かつ保守的な手法により計測しております。

・当金庫の△EVEは自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準となっております。

(2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明

(2) 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点）

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、金利リスクをVaRにより計量化しております。金利VaRの計測は分散共分散法を採用し、観測期間を5年、保有期間を1年、信頼区間を99.0%としております。統合的リスク管理においては、VaRで計測されるリスク量に対して警戒水準およびリスクリミットを設定し管理することで、リスクテイクをコントロールしております。

また、過去のショック事例や市場環境を踏まえた先行きの見通しなど、蓋然性が高い金利変動等を想定したストレステストを定期的に実施して金利リスクを計測し、自己資本の充実度評価や収益管理、経営上の判断その他の目的に活用しております。

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,879	35,892
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,540	22,399
うち、利益剰余金の額	14,728	13,748
うち、外部流出予定額(△)	341	193
うち、上記以外に該当するものの額	△49	△61
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	983	948
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	983	948
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	802	622
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,664	37,463
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	155	153
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	155	153
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	313	249
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	468	402
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	38,195	37,061
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	441,859	448,577
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△131	△235
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,696	△3,695
うち、上記以外に該当するものの額	3,564	3,459
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,055	20,968
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	462,914	469,546
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	8.25%	7.89%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）（以下、「告示」という。）」に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	441,859	17,674	448,577	17,943
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	423,321	16,932	430,018	17,200
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	430	17	430	17
我が国の政府関係機関向け	2,367	94	2,169	86
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	56,489	2,259	60,783	2,431
法人等向け	76,839	3,073	83,190	3,327
中小企業等向け及び個人向け	96,701	3,868	97,666	3,906
抵当権付住宅ローン	40,689	1,627	39,013	1,560
不動産取得等事業向け	91,419	3,656	90,468	3,618
3ヵ月以上延滞等	3,439	137	3,162	126
取立未済手形	65	2	57	2
信用保証協会等による保証付	4,977	199	5,207	208
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	467	18	467	18
出資等のエクスポージャー	467	18	467	18
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	49,430	1,977	47,397	1,895
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	22,023	880	21,518	860
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,567	262	6,711	268
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,425	257	5,362	214
上記以外のエクスポージャー	14,413	576	13,805	552
② 証券化エクスポージャー	227	9	180	7
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	227	9	180	7
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,441	737	18,611	744
ルック・スルー方式	18,441	737	18,611	744
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,564	142	3,459	138
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,696	△147	△3,695	△147
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	2	0
⑦ 中央清算機関連エクスポージャー	—	—	—	—
口. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	21,055	842	20,968	838
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+口）	462,914	18,516	469,546	18,781

(注) 1. 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4 %

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しています。

$$\text{＜オペレーション・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4 %

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートレーヤーおよび証券化エクスポートレーヤーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポートレーヤーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

エクスポートレーヤー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートレーヤー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポートレーヤー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引			
30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度
国内	1,055,280	1,058,557	567,785	567,384	449,434	452,052	0	1	4,315	3,811
国外	29,777	37,071	—	—	29,705	36,992	—	—	—	—
地域別合計	1,085,058	1,095,628	567,785	567,384	479,140	489,045	0	1	4,315	3,811
製造業	18,088	19,455	15,681	16,480	2,383	2,963	—	—	103	226
農業、林業	325	290	325	290	—	—	—	—	13	13
漁業	18	19	18	19	—	—	—	—	11	10
鉱業、採石業、砂利採取業	303	234	303	234	—	—	—	—	100	100
建設業	47,655	49,782	44,928	46,927	2,700	2,830	—	—	287	262
電気・ガス・熱供給・水道業	1,811	2,828	120	323	1,689	2,499	—	—	—	0
情報通信業	2,116	2,166	476	525	1,635	1,635	—	—	—	0
運輸業、郵便業	14,071	15,085	12,155	13,472	1,905	1,602	—	—	8	9
卸売業、小売業	40,779	43,140	37,128	39,252	3,620	3,859	0	1	807	526
金融業、保険業	338,119	346,356	23,203	20,018	309,735	321,119	—	—	—	—
不動産業	131,435	131,745	128,045	128,163	3,308	3,508	—	—	1,260	1,100
物品賃貸業	2,840	2,782	2,839	2,782	—	—	—	—	45	45
学術研究、専門・技術サービス業	911	1,106	911	1,106	—	—	—	—	4	0
宿泊業	1,341	2,061	1,341	2,060	—	—	—	—	87	71
飲食業	5,381	5,270	5,373	5,263	—	—	—	—	271	264
生活関連サービス業、娯楽業	5,424	4,926	5,407	4,910	3	3	—	—	55	41
教育、学習支援業	2,033	2,015	2,026	2,015	—	—	—	—	10	9
医療、福祉	11,045	10,834	11,014	10,806	—	—	—	—	171	188
その他のサービス	17,856	18,898	17,492	18,378	353	509	—	—	249	240
国・地方公共団体等	207,169	200,786	55,112	52,105	151,789	148,498	—	—	—	—
個人	204,054	202,423	203,875	202,241	—	—	—	—	825	701
その他	32,266	33,408	—	—	15	15	—	—	—	—
業種別合計	1,085,058	1,095,628	567,785	567,384	479,140	489,045	0	1	4,315	3,811
1年以下	238,998	290,871	100,958	107,000	137,031	182,933	0	1		
1年超3年以下	208,872	190,620	103,011	99,355	105,861	91,264	—	—		
3年超5年以下	93,642	96,224	62,754	68,266	30,887	27,957	—	—		
5年超7年以下	74,884	73,944	52,917	48,136	21,967	25,807	—	—		
7年超10年以下	84,081	79,263	55,386	59,682	28,695	19,581	—	—		
10年超	303,347	299,071	192,757	184,943	110,589	114,127	—	—		
期間の定めのないもの	81,231	65,632	—	—	44,107	27,372	—	—		
残存期間別合計	1,085,058	1,095,628	567,785	567,384	479,140	489,045	0	1		

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポートレーヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートレーヤーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポートレーヤーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポートレーヤーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
54ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度		
製造業	65	60	60	62	2	12	62	47	60	62	7	35
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	9	7	7	6	—	—	9	7	7	6	—	—
建設業	843	552	552	532	264	7	579	545	552	532	89	91
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1
運輸業、郵便業	4	8	8	9	—	—	4	8	8	9	8	11
卸売業、小売業	350	291	291	277	55	32	295	259	291	277	100	57
金融業、保険業	4	3	3	1	—	—	4	3	3	1	—	—
不動産業	607	466	466	567	28	105	578	361	466	567	12	397
物品賃貸業	—	0	0	—	—	0	—	—	0	—	8	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
宿泊業	51	42	42	45	5	5	45	37	42	45	29	10
飲食業	84	72	72	72	5	3	78	68	72	72	13	13
生活関連サービス業、娯楽業	346	344	344	200	2	273	343	71	344	200	1	8
教育、学習支援業	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	—	5
医療、福祉	207	161	161	154	41	—	165	161	161	154	149	—
その他のサービス	564	504	504	460	3	3	561	501	504	460	—	13
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	138	99	99	69	17	33	121	65	99	69	3	0
合 計	3,281	2,618	2,618	2,464	426	477	2,855	2,141	2,618	2,464	426	647

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	239,428	—	222,894
10%	—	84,724	—	83,843
20%	5,776	276,449	11,106	300,329
35%	—	114,775	—	110,091
50%	37,597	4,618	33,474	1,760
75%	—	115,370	—	117,427
100%	6,527	188,428	8,572	195,357
150%	—	1,314	—	1,255
200%	—	1,131	—	—
250%	—	8,915	—	9,515
1250%	—	—	—	—
その 他	—	—	—	—
合 計	1,085,058		1,095,628	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておらずません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートフォリオ

(単位：百万円)

ポートフォリオ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートフォリオ	4,608	4,469	43,579	47,605	—	—
①ソブリン向け	—	17	10,035	9,070	—	—
②金融機関向け	—	—	—	4,013	—	—
③法人等向け	892	703	623	724	—	—
④中小企業等・個人向け	2,658	2,525	28,376	30,419	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	60	67	3,885	3,267	—	—
⑥不動産取得等事業向け	997	1,149	529	3	—	—
⑦3ヶ月以上延滞等	—	6	130	105	—	—

(注) 1. 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっていないもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	カレントエクスポートフォリオ方式	カレントエクスポートフォリオ方式	カレントエクスポートフォリオ方式	カレントエクスポートフォリオ方式
与信相当額の算出に用いる方式	0	0	1	1
グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
①派生商品取引合計	0	1	0	1
(i)外国為替関連取引	0	1	0	1
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	0	1	0	1
	平成30年度		令和元年度	
	担保の種類別の額	無担保扱い	0	1
担保の種類別の額	0	0	1	1

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(5) 証券化エクスポートに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項）

該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項）

① 保有する証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポート（再証券化エクスポートを除く）

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートの額	308	—	301	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	300	—
(ii) 住宅ローン	8	—	0	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポート

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポート（再証券化エクスポートを除く）

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	1	—	—	—	0	—	—	—
50%～100%未満	307	—	301	—	9	—	7	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	308	—	301	—	9	—	7	—

(注) 所要自己資本の額＝エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポート

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(6) 出資等エクスポートに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	236	236	254	254
非上場株式等	5,093	184	5,090	181
合 計	5,330	421	5,344	435

(注) 1. 取引所、店頭市場、国外有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。

2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等に含めて計上しております。

3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

4. 平成30年度の非上場株式等の時価については、244を184に、合計については、481を421に変更しております。なお、その他の計数に変更はございません。

四、出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
売却益	14	—
売却損	0	1
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
評価損益	△8	6

ニ、貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式	35,857	33,783
合計	35,857	33,783

(注) 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポートをあたかも直接保有しているかのようにリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク						
項目番号		イ	ロ	ハ	ニ	
		\triangle EVE		\triangle NII		
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	上方パラレルシフト	2,440	6,293	375		
2	下方パラレルシフト	0	0	88		
3	ステイープ化	733	2,742			
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下					
7	最大値	2,440	6,293	375		
		ホ		ヘ		
		当期末		前期末		
8	自己資本の額	37,061		38,195		

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、令和2年3月末から \triangle NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみ開示しております。

II. 連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,001	36,019
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,540	22,399
うち、利益剰余金の額	14,851	13,874
うち、外部流出予定額(△)	341	193
うち、上記以外に該当するものの額	△49	△61
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	983	948
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	983	948
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	802	622
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,786	37,590
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	155	153
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	155	153
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	313	249
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	468	402
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	38,317	37,187
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	441,831	448,551
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△131	△235
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,696	△3,695
うち、上記以外に該当するものの額	3,564	3,459
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,450	21,326
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	463,281	469,877
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.27	7.91

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）（以下、「告示」という。）」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	441,831	17,673	448,551	17,942
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	423,294	16,931	429,991	17,199
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	430	17	430	17
我が国の政府関係機関向け	2,367	94	2,169	86
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	56,489	2,259	60,783	2,431
法人等向け	76,839	3,073	83,190	3,327
中小企業等向け及び個人向け	96,701	3,868	97,666	3,906
抵当権付住宅ローン	40,689	1,627	39,013	1,560
不動産取得等事業向け	91,419	3,656	90,468	3,618
3ヵ月以上延滞等	3,439	137	3,162	126
取立未済手形	65	2	57	2
信用保証協会等による保証付	4,977	199	5,207	208
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	457	18	457	18
出資等のエクスポージャー	457	18	457	18
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	49,412	1,976	47,380	1,895
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	22,023	880	21,518	860
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,549	261	6,692	267
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,425	257	5,362	214
上記以外のエクスポージャー	14,414	576	13,807	552
② 証券化エクスポージャー	227	9	180	7
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	227	9	180	7
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,441	737	18,611	744
ルック・スルー方式	18,441	737	18,611	744
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,564	142	3,459	138
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,696	△147	△3,695	△147
⑥ CVAリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	0	0	2	0
⑦ 中央清算機関連エクスポージャー	—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,450	858	21,326	853
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+口）	463,281	18,531	469,877	18,795

- (注) 1. 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4 %
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額 = 連結自己資本比率の分母の額 × 4 %

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクspoージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

エクスポート区分	信用リスクエクスポート期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポート	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引					
地域区分 業種区分 期間区分	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
国内	1,055,272	1,058,549	567,785	567,384	449,424	452,042	0	1	4,315	3,811
国外	29,777	37,071	—	—	29,705	36,992	—	—	—	—
地域別合計	1,085,049	1,095,620	567,785	567,384	479,130	489,035	0	1	4,315	3,811
製造業	18,088	19,455	15,681	16,480	2,383	2,963	—	—	103	226
農業、林業	325	290	325	290	—	—	—	—	13	13
漁業	18	19	18	19	—	—	—	—	11	10
鉱業、採石業、砂利採取業	303	234	303	234	—	—	—	—	100	100
建設業	47,655	49,782	44,928	46,927	2,700	2,830	—	—	287	262
電気・ガス・熱供給・水道業	1,811	2,828	120	323	1,689	2,499	—	—	—	0
情報通信業	2,116	2,166	476	525	1,635	1,635	—	—	—	0
運輸業、郵便業	14,071	15,085	12,155	13,472	1,905	1,602	—	—	8	9
卸売業、小売業	40,779	43,140	37,128	39,252	3,620	3,859	0	1	807	526
金融業、保険業	338,119	346,356	23,203	20,018	309,735	321,119	—	—	—	—
不動産業	131,435	131,745	128,045	128,163	3,308	3,508	—	—	1,260	1,100
物品貯蔵業	2,840	2,782	2,839	2,782	—	—	—	—	45	45
学術研究・専門・技術サービス業	911	1,106	911	1,106	—	—	—	—	4	0
宿泊業	1,341	2,061	1,341	2,060	—	—	—	—	87	71
飲食業	5,381	5,270	5,373	5,263	—	—	—	—	271	264
生活関連サービス業、娯楽業	5,424	4,926	5,407	4,910	3	3	—	—	55	41
教育、学習支援業	2,033	2,015	2,026	2,015	—	—	—	—	10	9
医療、福祉	11,045	10,834	11,014	10,806	—	—	—	—	171	188
その他のサービス	17,846	18,888	17,492	18,378	343	499	—	—	249	240
国・地方公共団体等	207,169	200,786	55,112	52,105	151,789	148,498	—	—	—	—
個人	204,054	202,423	203,875	202,241	—	—	—	—	825	701
その他	32,267	33,410	—	—	15	15	—	—	—	—
業種別合計	1,085,049	1,095,620	567,785	567,384	479,130	489,035	0	1	4,315	3,811
1年以下	238,998	290,871	100,958	107,000	137,031	182,933	0	1	—	—
1年超3年以下	208,872	190,620	103,011	99,355	105,861	91,264	—	—	—	—
3年超5年以下	93,642	96,224	62,754	68,266	30,887	27,957	—	—	—	—
5年超7年以下	74,884	73,944	52,917	48,136	21,967	25,807	—	—	—	—
7年超10年以下	84,081	79,263	55,386	59,682	28,695	19,581	—	—	—	—
10年超	303,347	299,071	192,757	184,943	110,589	114,127	—	—	—	—
期間の定めのないもの	81,222	65,625	—	—	44,097	27,362	—	—	—	—
残存期間別合計	1,085,049	1,095,620	567,785	567,384	479,130	489,035	0	1	—	—

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3カ月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
54ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度		
製造業	65	60	60	62	2	12	62	47	60	62	7	35
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	9	7	7	6	—	—	9	7	7	6	—	—
建設業	843	552	552	532	264	7	579	545	552	532	89	91
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1
運輸業、郵便業	4	8	8	9	—	—	4	8	8	9	8	11
卸売業、小売業	350	291	291	277	55	32	295	259	291	277	100	57
金融業、保険業	4	3	3	1	—	—	4	3	3	1	—	—
不動産業	607	466	466	567	28	105	578	361	466	567	12	397
物品賃貸業	—	0	0	—	—	0	—	—	0	—	8	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
宿泊業	51	42	42	45	5	5	45	37	42	45	29	10
飲食業	84	72	72	72	5	3	78	68	72	72	13	13
生活関連サービス業、娯楽業	346	344	344	200	2	273	343	71	344	200	1	8
教育、学習支援業	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	—	5
医療、福祉	207	161	161	154	41	—	165	161	161	154	149	—
その他のサービス	564	504	504	460	3	3	561	501	504	460	—	13
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	138	99	99	69	17	33	121	65	99	69	3	0
合 計	3,281	2,618	2,618	2,464	426	477	2,855	2,141	2,618	2,464	426	647

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	239,428	—	222,894
10%	—	84,724	—	83,843
20%	5,776	276,449	11,106	300,329
35%	—	114,775	—	110,091
50%	37,597	4,618	33,474	1,760
75%	—	115,370	—	117,427
100%	6,527	188,419	8,572	195,362
150%	—	1,314	—	1,255
200%	—	1,131	—	—
250%	—	8,915	—	9,503
1250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,085,049		1,095,620	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・オーダー

(単位：百万円)

ポートフォリオ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・オーダー	4,608	4,469	43,579	47,605	—	—
①ソブリン向け	—	17	10,035	9,070	—	—
②金融機関向け	—	—	—	4,013	—	—
③法人等向け	892	703	623	724	—	—
④中小企業等・個人向け	2,658	2,525	28,376	30,419	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	60	67	3,885	3,267	—	—
⑥不動産取得等事業向け	997	1,149	529	3	—	—
⑦3ヶ月以上延滞等	—	6	130	105	—	—

(注) 1. 当金庫グループは適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	カレントエクスポート・オーダー方式	カレントエクスポート・オーダー方式	カレントエクスポート・オーダー方式	カレントエクスポート・オーダー方式
与信相当額の算出に用いる方式	0	—	1	—
グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額 およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
①派生商品取引合計	0	1	0	1
(i)外国為替関連取引	0	1	0	1
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	0	1	0	1
	平成30年度		令和元年度	
	担保の種類別の額	0	1	—
無担保扱い	0	—	1	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートエージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートエージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポートエージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポートエージャー（再証券化エクスポートエージャーを除く）

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートエージャーの額	308	—	301	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	300	—
(ii) 住宅ローン	8	—	0	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポートエージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポートエージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポートエージャー（再証券化エクスポートエージャーを除く）

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポートエージャー残高				所要自己資本の額			
	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	1	—	—	—	0	—	—	—
50%～100%未満	307	—	301	—	9	—	7	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	308	—	301	—	9	—	7	—

(注) 所要自己資本の額＝エクスポートエージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポートエージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポートエージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(7) 出資等エクスポートに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区分	平成30年度		令和元年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	236	236	254	254
非上場株式等	5,083	184	5,080	181
合計	5,320	421	5,334	435

- (注) 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
 2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等に含めて計上しております。
 3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。
 4. 平成30年度の非上場株式等の時価については、244を184に、合計については、481を421に変更しております。なお、その他の計数に変更はございません。

ロ. 出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
売却益	14	—
売却損	0	1
償却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
評価損益	△8	6

ニ. 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益額

該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式	35,857	33,783
合計	35,857	33,783

(注) 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポートをあたかも直接保有しているかのようにリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク						
項目番号		イ	ロ	ハ	ニ	
		\triangle EVE		\triangle NII		
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	上方パラレルシフト	2,440	6,293	375		
2	下方パラレルシフト	0	0	88		
3	ステイープ化	733	2,742			
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下					
7	最大値	2,440	6,293	375		
		ホ		ヘ		
		当期末		前期末		
8	自己資本の額	37,061		38,195		

- (注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 当金庫においては、連結子会社の資産・負債に係る重要性を踏まえ、単体と同様のリスク量となっております。
 3. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、令和2年3月末から \triangle NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみ開示しております。

退職給付会計に関する事項

1. 退職給付制度の概要

- (1) 退職金規程に基づく「退職一時金制度」
- (2) 厚生年金保険法に基づく「全国信用金庫厚生年金基金」に加入

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区分	金額	
	平成30年度	令和元年度
退職給付債務 (A)	4,589,916	4,639,609
年金資産 (B)	3,500,164	3,391,654
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	216,929	406,069
その他（会計基準変更時差異の未処理額）(F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	872,822	841,885

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区分	金額	
	平成30年度	令和元年度
勤務費用 (A)	254,807	253,240
利息費用 (B)	29,020	29,108
期待運用収益 (C)	70,000	70,003
過去勤務費用の費用処理額 (D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	9,998	21,122
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他（臨時に支払った割増退職金等）(G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	223,825	233,468

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区分	摘要	
	平成30年度	令和元年度
(1) 割引率	0.10%～1.86%	0.10%～1.86%
(2) 長期期待運用収益率	—	—
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準（平均ポイント比例）	—
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する）	—
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—

役職員の報酬体系に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	127百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」127百万円となっております。

なお、「賞与」はありません。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

具体的には、株式会社ちばしんビジネスサービスが該当します。

3. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

開示項目一覧

【信用金庫法第89条に基づく開示項目】

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)	
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	13
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	13
(3) 事務所の名称及び所在地	38
2. 金庫の主要な事業の内容	4
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	7
イ. 経常収益	
ロ. 経常利益又は経常損失	
ハ. 当期純利益又は当期純損失	
ニ. 出資総額及び出資総口数	
ホ. 純資産額	
ヘ. 総資産額	
ト. 預金積金残高	
チ. 貸出金残高	
リ. 有価証券残高	
ヌ. 単体自己資本比率	
ル. 出資に対する配当金	
ヲ. 職員数	
(3) 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
イ. 主要な業務の状況を示す指標	49
(イ) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	
(ロ) 資金運用収支、役務取引等収支、及びその業務収支	
(ハ) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
(ニ) 受取利息及び支払利息の増減	
(ホ) 総資産経常利益率	
(ヘ) 総資産当期純利益率	
ロ. 預金に関する指標	52
(イ) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
(ロ) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
ハ. 貸出金等に関する指標	53
(イ) 手形貸付、証書貸付、当座貸越し割引手形の平均残高	
(ロ) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	

(ハ) 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	
(ニ) 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	
(ホ) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
(ヘ) 預貸率の期末値及び期中平均値	
II. 有価証券に関する指標	57
(イ) 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分）の残存期間別の残高	
(ロ) 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分）の平均残高	
(ハ) 預証率の期末値及び期中平均値	
III. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	27
(2) 法令等遵守の体制	22
(3) 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組の状況	14
(4) 金融ADR制度への対応	26
IV. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	43
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	55
イ. 破綻先債権に該当する貸出金	
ロ. 延滞債権に該当する貸出金	
ハ. 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
二. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	67
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	58
イ. 有価証券	
ロ. 金銭の信託	
ハ. 第102条第1項第5号に掲げる取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
(6) 貸出金償却の額	54
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	48

II. 連結(信用金庫法施行規則第133条における規定)	
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	60
(2) 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項	60
イ. 名称	
ロ. 主たる営業所又は事務所の所在地	
ハ. 資本金又は出資金	
ニ. 事業の内容	
ホ. 設立年月日	
ヘ. 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
ト. 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	60
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	60
イ. 経常収益	
ロ. 経常利益又は経常損失	
ハ. 当期純利益又は当期純損失	
ニ. 純資産額	
ホ. 総資産額	
ヘ. 連結自己資本比率	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	61
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	66
イ. 破綻先債権に該当する貸出金	
ロ. 延滞債権に該当する貸出金	
ハ. 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
ニ. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について	
金融庁長官が別に定める事項	77
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの(事業の種類別セグメント情報)	66
III. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	86
【金融再生法に基づく開示項目】	
1. 金融再生法開示債権	56
2. 金融再生法開示債権保全状況	56
【任意開示項目】	
1. 経営内容等	
(1) 業務純益	49
(2) 役務取引の状況	51
(3) 経費の内訳	51
(4) 預金者別預金残高	5
(5) 住宅ローン残高	6
(6) 消費者ローン残高	6
(7) 外国為替業務	59
2. 総代会制度について	10
(1) 総代の選任方法	
(2) 総代の氏名及び就任回数	
(3) 通常総代会の決議事項	
(4) 総代の属性別構成比	
3. 地域社会と千葉信用金庫	3
4. C S R活動	18
5. 商品・サービス	29
6. 店舗外キャッシュコーナー一覧	39
7. あゆみ	40

千葉信用金庫 総合企画部

2020年7月発行

〒260-0013 千葉市中央区中央2丁目4番1号
電話 043-225-1111(代)
<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>



千葉信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>



このディスクロージャー誌は、適切に管理されたFSC®認証林および他の管理された供給源からの原材料で作られています。また、印刷には揮発性有機化合物の発生を抑える植物性インキを使用しています。